

檜原村エコツアーリズム推進全体構想

平成30年4月

檜原村エコツアーリズム推進協議会

【 目 次 】

1. 檜原村エコツアーリズムを推進する地域 -----	1
(1) 推進の目的及び方針	
(2) 推進する地域	
2. 対象となる自然観光資源 -----	6
(1) 檜原村エコツアーリズムの自然観光資源	
(2) その他の観光資源	
3. エコツアーリズムの実施の方法 -----	42
(1) ルールの策定	
(2) 案内（ガイドンス）及びプログラム	
(3) モニタリング及び評価	
(4) その他	
4. 自然観光資源の保護及び育成 -----	58
(1) 自然観光資源の保護及び育成の方法	
(2) 自然観光資源に関係する主な法令及び計画	
5. 推進協議会の参加主体 -----	59
(1) 推進協議会に参加する者の名称又は氏名・その役割分担	
6. その他 檜原村エコツアーリズムの推進に必要な事項 -----	60
(1) 環境教育の場としての活用と普及啓発	
(2) 他の法令や計画との関係及び整合	
(3) 農林水産業や土地の所有者等との連携及び調和	
(4) 地域の生活や慣わしへの配慮事項	
(5) 安全管理	
(6) 全体構想の公表	
(7) 全体構想の見直し	

1. 檜原村エコツーリズムを推進する地域

(1) 推進の目的及び方針

1) 推進の背景と目的

東京都西多摩郡檜原村は東京都の西南端に位置しており、一部を神奈川県、一部を山梨県に接している。面積は105.41平方kmで、東西に13.85km、南北に10.00kmの大きさであり、周囲は急峻な山々とこれらを繋ぐ尾根に囲まれており、面積の80%は秩父多摩甲斐国立公園に指定されている。全面積の93%は山林が占め、村の中央は三頭山の風張峠に発した標高900mから1,000mの浅間尾根が東西に走る。浅間尾根の南北両側には北秋川・秋川（南）が流れ、集落はこの川沿いに点在する。両秋川は本宿で合流し、秋川となって東に流れて行き、村の最低点はこの秋川に臼杵山から流れ込んでいる中山沢が合流している村境の地点で、標高は224.5mである。

秋川に沿ったわずかな開口部（最東端）を除き、浅間尾根の横断に加えてすべてが尾根筋に囲まれている地形の檜原村には実に多くの沢筋があり、中には奥まで幾つもの滝を擁する沢も存在する。約70あるといわれる滝の中、アクセスに大きな危険が伴わずに観賞が可能であり、村民に親しまれてきた滝だけでも13ヶ所が数えられる。特に、日本の滝百選に選ばれた「払沢の滝」は交通の便も良い本宿地区にあり、春は新緑、夏は涼、秋は紅葉、冬は凍結した姿を求め、年間を通じて多くの観光客が訪れている。また毎年冬には、滝が最高結氷した日を当てる氷瀑クイズも行われている。

檜原村の植生を概観すると、薪炭林として利用されてきた、ミズナラ、コナラ、クリを主な構成種とする落葉広葉樹林と、建築材などに用いるために植林された、スギ、ヒノキなどの常緑針葉樹林が多くを占める。これらの植生は、人の手により管理され、維持されてきた。一方、人の手の入ることが少なかった自然植生としては、三頭山東斜面にはブナの天然林、三頭沢にはシオジ、サワグルミ、カツラなどによる貴重な天然林がある。また、カタクリ、レンゲショウマ、アズマイチゲ、フクジュソウなど、希少な植物の自生地も数多く記録されている。このような都内でも珍しい自然豊かな檜原村では、クマタカやツキノワグマなどの食物連鎖の頂点に位置する捕食者や、大型の鳥類・哺乳類などの野生動物が生息する。

また、檜原村には数多くの文化財や天然記念物も存在し、国の重要文化財に指定されている小林家住宅をはじめ、文化財や名木の他、昔から受け継がれてきた伝統芸能が残されている。本宿地区の「おとう神事」、小沢地区・笹野地区の「式三番」、柏木野地区の「神代神楽」、数馬地区の「太神楽」・「獅子舞」、藤倉地区の「獅子舞」、人里地区の「獅子舞」は東京都無形民俗文化財にも指定され、本宿地区には都指定の史跡である檜原城跡が存在する。その他、代表的な歴史・文化的な有形遺産としては、江戸時代甲州南部から入ってきた富士系兜造りの民家が挙げられる。兜造りは養蚕のために生まれた建築様式で、いまでも数馬地区の旅館などで実物を見ることができる。

このように、豊かな自然環境に加え、歴史・文化的な資源にも恵まれた檜原村へのアクセスは、車で中央自動車道「八王子インター」より 24km（45分）、中央自動車道「上野原インター」より甲武トンネル経由で 26km（50分）、圏央道「あきる野インター」より 15km（30分）、電車では JR 五日市線「武蔵五日市駅」よりバスで 25 分の距離にあり、「身近な自然との触れ合い」や「地域固有の文化体験」等へのニーズが近年急激な高まりを見せる中で、檜原村は首都圏近郊でそれらを実現できる受け皿としての要求が高まっている。このニーズに応えるためにも、檜原村では「エコツーリズム」を推進し、地域の自然環境やその自然との関わりから生まれた村の歴史・文化資源を持続的に保全し、同時にその積極的な活用を通じて、活力ある観光地域づくりの実現を目指していく必要があると言える。

2) 推進に当たっての現状と課題

檜原村は生物多様性豊かな自然、歴史、文化があるものの、これらを活用しきれていないという現状がある。過疎化も進行しているが、その一方では檜原村の自然環境や歴史文化資源に魅力を感じ、若い世代が村へ移り住むケースも近年増えつつある。このことより、村とその魅力を持続可能なものにすることが村の今後の課題であり、その課題を解決するためにも、「自然環境や歴史文化など、地域固有の魅力を地域ぐるみで観光客に伝えることにより、その価値や大切さが理解され、保全につながっていくことを目指していく仕組み」である、エコツーリズムを進める必要性が高まっていると言える。

また、檜原村観光ビジョン（平成 28 年 3 月策定）でも、『檜原村では、これからの観光について持続型観光を実現する有力な手段として、エコツーリズム推進法の基本理念に基づく観光施策を行っていきます。なお、檜原村人口ビジョン・総合戦略（平成 28 年 3 月策定）においても「エコツーリズムの推進」を主要テーマとしております。』と述べている。

今後は、エコツーリズム推進法（平成 19 年法律第 105 号）で述べられている、「観光旅行者が、自然観光資源について知識を有する者から案内又は助言を受け、当該自然観光資源の保護に配慮しつつ当該自然観光資源と触れ合い、これに関する知識及び理解を深める」ことを軸とし、また同法の「自然環境の保全」「観光振興」「地域振興」「環境教育の場としての活用」という基本理念を取り入れることで、自然への影響を最小限にし、環境保全への意識を高め、地元文化を尊重し、地域の「宝」である資源を育て活かすことによって産業へと結び付けていくことを目指したい。

以上を実現するため、檜原村では以下の目標を定める。

1. 地域と人材を育てるエコツーリズムによる観光村づくり
2. 資源を活かすエコツーリズムによる観光村づくり
3. 安全と安心に配慮した観光村づくり

3) 推進の基本的な方針

上記の3点の目標実現のため、檜原村では村民からの意見をエコツーリズム推進の目的や事業に反映させながら次の3つの基本方針を定める。

1. 村の生物多様性豊かな自然を守り育てる

今ある美しい自然を保全し、また多様な生物と共に暮らせるように守りつつ、自然との関わりから生まれている地域文化を継承する。

2. 村の文化歴史を伝え活かす

貴重な伝統文化を次世代に伝え活かし未来の子孫に誇る。

3. 村の観光産業を興す

エコツーリズムに基づく観光推進のしくみを作ることで、村の産業を興し、村の持続的な発展に繋げ、雇用の場の創出と安心して生活できる持続的な居住環境の実現を目指す。

4) エコツーリズム推進の重点

エコツーリズム推進の一つとしてエコツアー等を実施していくにあたり、檜原村は村民が自然、歴史、文化を守る担い手になることに重点を置き、下記方針のもとでエコツーリズムを推進する。

① 地域の文化・自然を守る担い手や人材の育成を推進する

村民が、地域の文化・生物多様性豊かな自然を守り育てる担い手となり、エコツーリズムに関わる人が増加し、檜原村におけるエコツーリズムの裾野が拡大することを目的とし、適宜、村民に向けた講習会や交流会等の実施を検討する。また、訪れたいくなるような地域の創造や魅力的なエコツアーの実施を村で継続していくため、エコツアーガイドやプロデューサーをはじめとした「人材育成」の機会を設ける。

② 地域との交流や地域資源を活かした体験型のプログラムづくりを推進する

村の自然・歴史文化・祭などの体験型エコツアーを実施するため、森づくりや村で暮らす人との交流・村の暮らしを体験するエコツアーの実現を図る。同時に、バイオマス・森林セラピー・ジオパークなどをはじめ、地元の人を守りたい「地域資源」をもとにした環境教育としてのエコツアープログラムの開発に努め、トレッキング・サイクリング・MTB・ジップライン（※注釈参照）・オートキャンプなどのアクティビティを取り入れた、自然と遊ぶエコツアープログラムの開発も進める。

また、「地域資源」に根ざした地域固有のプログラムを創出する為、地域資源の情報のベースとなる基本ツールの整備にも努める。たとえば檜原村の年間を通じた自然資源（動植物等）の変化や祭事などの伝統行事をまとめ、檜原村ではいつ何が旬であるのか

の情報を把握できる「生活と自然の季節暦（フェノロジーカレンダー）」の制作や、滝や名所、歴史資源、貴重な自然資源等が何処にあるのかが把握できる「宝の分布マップ」の制作などを進める。

③ 檜原村エコツーリズムの振興に向けた情報集約・情報発信を推進する

檜原村エコツーリズムの認知の向上のため、年間を通じて情報の集約や情報の発信を行うことのできるエコツーリズムの拠点を構築する。拠点では、四季折々の観光スポットやエコツアーの情報を管理・運営すると同時に、村内外への広報活動を積極的に行い、WEB ページ・ブログ・SNS を活用した情報発信・拡散も推進する。各種パンフレットやチラシの製作・配布のほか、WEB 仲介業者や旅行会社の活用についても適宜検討していく。また、村の農産物や林産物の宣伝や生産者と消費者を結び付けるための場所として、地産地消の販売施設の整備を行う。

その他、村内における盗掘やごみ問題をはじめ、観光客同士や地元住民とのトラブルを防ぐため、観光客（登山者、自転車利用者、等々）へのマナーの啓発に努める。また上記の各内容について、インバウンド（訪日外国人）需要に応えるためにも、多言語による発信の環境整備に努める。

④ 住みやすくまた来たくなる村づくりを推進する

観光村づくりの推進に向けては、住民が安心して暮らすことのできる村づくりを進め、村民の憩いの場となるようなインフラ整備をするとともに、来村者にとっても快適で、かつ安全に滞在できる村の環境を整備していく必要がある。よって、適切な観光情報の提供をはじめ、わかりやすい案内板や指導標の整備、駐車場やトイレ（多目的）・休憩施設の充実、フリーWi-Fi スポットの設置等による通信環境の改善、沿道の樹木の手入れや植栽、周辺環境に合わせた景観づくりや地域の美化等の推進に努める。また同時に、登山道の維持・管理をはじめ、新たな登山道整備の検討、遊歩道や河川への連絡道の整備を進めていく。

※注釈：ジップラインは山の中にある木々の間にワイヤーロープを張り、ハーネス付きのプーリー（滑車）で降りるアクティビティのこと。

5) エコツーリズム推進の中核となる組織の設置

檜原村エコツーリズムを自立的に発展、継続させていくためには、エコツアー実施者の支援を行い、広報や斡旋などの業務を担う組織が必要となる。自然の保全や文化の継承はもちろんのこと、住民による地域の魅力の再発見や地域の活性化といったエコツーリズムの公益的な面を拡大していくためにも、檜原村エコツーリズム推進協議会を引き続き檜原村エコツーリズム推進のための中核組織とし、基本方針や重点の具現化等を推進していく上で中心的な役割を担わせるが、必要に応じて推進協議会や村民等関係者の役割を見直すことも行う。

(2) 推進する地域

1) 推進地域の範囲及び設定に当たっての考え方

檜原村エコツーリズムを推進する地域は、檜原村全域とする。

檜原村は、周りを山に囲まれ、一部が神奈川県、山梨県と接し、東京都の西南に位置している。村の中央には標高 900m から 1,000m の浅間尾根が東西に横たわり、村を南谷、北谷に二分し、その裾を清流「秋川」が流れている。集落が清流沿いに点在する溪谷型の山村で、総面積は 105.41 km²あり、93%が山林となっているが、そのほとんどが秩父多摩甲斐国立公園に属し、豊かな自然環境に恵まれている。

平成 26 年度に第 5 次総合計画を策定し、「森と清流を蘇らせ、未来に誇れる活力のある村」を将来像に掲げ、豊かな自然環境の中で、ゆとりと安心がある生活、また、村を訪れる人々が憩い、住んでみたいと思う村づくりを進めてきている。他方で、檜原村でも高齢化や過疎化が進んでおり、若い世代の人が定着できる村づくりが期待されている。

檜原村は自然豊かな村で、多様な動植物相が生息・生育し、また自然と共にある暮らしから生まれた生活文化も残っている。日本の山村風景が広がり、村全体がエコツーリズムに取り組む土壌がある。

そこで、エコツーリズムを通じて、村民がそれぞれの地域の自然や生活文化などの宝を再発見し、それを保全・活用・継承していく持続可能なまちづくりを進めるとともに、世代を越えた村民同志のつながりと交流を活性化させることを目指すため、檜原村全体を推進する地域に設定する。

2. 対象となる自然観光資源

(1) 檜原村エコツーリズムの自然観光資源

檜原村内には、恵まれた自然や先史時代からの歴史によって育まれてきた生活文化などの豊かな資源が多数あり、これらを活かした企画や開発によっては、多様な観光事業を展開することが可能である。ここでは、エコツーリズムの対象となる自然観光資源をリストアップする。

自然観光資源の区分と対象

区分	対象
動植物の生息地又は生育地その他の自然環境に係るもの	動植物の生息地・生育地 動植物 自然景観 地形・地質
自然環境と密接な関連を有する風俗習慣 その他伝統的な生活文化に係るもの	伝統的な生活文化

1) 動植物の生息地又は生育地その他の自然環境に係る観光資源

対 象	動植物の生息地・生育地	
分類・名称	三頭山のブナ林	
所在地	檜原村数馬地区	
	特 性	利用状況・配慮事項
	<p>三頭山山頂周辺は、秩父多摩甲斐国立公園の「特別保護地区」に指定されており、東京都では貴重なブナの原生林が残っている。</p> <p>ブナは日本の温帯林を代表する落葉広葉樹で、イヌブナやミズナラ、19種類を数えるカエデ類などとともに分布している。5～6月の新葉と、10～11月の紅葉期はとりわけ美しい。</p>	<p>東京都内では希少となったブナの原生林は、ハイカーなどに癒しを与え、檜原村の自然を代表する景観を維持している。しかしながら、現在はブナの後継樹がほとんど育っていない。太平洋側の「少雪乾燥」が種子の発芽を妨げ、かろうじて発芽した実生も次々に枯れてしまう。三頭山だけでなく、高尾山や丹沢(神奈川県)のブナ林も現在の気候に適しておらず、いずれは「関東の山地からブナ林が消えてしまうと危惧されている。今後、山林内への立入についても配慮が必要となる。</p>

	(出典:山の自然学)
--	------------

対 象	動植物の生息地・生育地	
分類・名称	桧原南部都自然環境保全地域	
所在地	桧原村南西部醍醐丸 ^{だいごまる} ～浅間峠を結ぶ山稜の北面	
	特 性	利用状況・配慮事項
	<p>東京都で唯一の自然環境保全地域。桧原村の南西部と八王子市、神奈川県・山梨県との境界にあたる醍醐(だいご)丸(まる)(867 ㍎)～浅間峠を結ぶ山稜の北面(桧原側)で、面積は405.3ヘクタール。</p> <p>ミズナラ-クリ群集を中心に、コナラ-クリ群集及びフサザクラ-タマアジサイ群集などの天然林が連なって分布する区域で、二次林ながら、豊かな植生に加え、尾根、沢の多い複雑な地形が相まって良好な自然環境が保たれ、クマタカ、ツキノワグマ、キツネなどの野生動物も多く生息している。</p> <p>ミズナラ、コナラ、クリなどブナ科の高木層を中心に、イヌシデ、ウリハダカエデ、ヤマボウシ、フサザクラ、ヤマツツジ、コアジサイ、ミツバウツギなど多種多様な樹木がある。</p>	<p>醍醐丸～浅間峠を結ぶ山稜の尾根が登山道となっており、天然林・二次林を楽しむことができる。登山道の利用程度なので、植生への影響は少ない。</p> <p>哺乳類の生息地を考えると、この地域は薪炭林として利用されてきた経緯があり、樹林が全体的に若く、ムササビやツキノワグマなどの巣穴や樹洞のある大径木は少ない。今後大径木の育成やオオタカなどが営巣できる尾根のモミの大径木の保存が必要。</p> <p>(出典:桧原南部都自然環境保全地域 動植物調査)</p>

対 象	動植物の生息地・生育地	
分類・名称	河川	
所在地	桧原村内	
	特 性	利用状況・配慮事項
	<p>桧原村の河川は、多摩川の上流にあたる秋川である。橘橋合流地点から下流を秋川、三頭沢を源流とし橘橋の合流地点までを南秋川、月夜見沢を源流とし橘橋の合流地点までを北秋川と呼ぶ。ただし、2河川が合流する際は、流路の長い方を本流とすることになっており、役所では南秋川を本流としている。</p> <p>秋川本流や南北秋川へ流入する支流は、小坂志、矢沢、神戸の3つである。</p>	<p>河川の利用は、主に釣りであるが、夏季は川遊びの利用者が多く訪れる。</p> <p>川遊びのできる場所は、駐車場、河原までの道、道路からの高低差などの制約も多く、限られている。</p> <p>今後、河原に降りやすいところでは、駐車場、階段、休憩施設、トイレなどの整備が課題である。</p> <p>(出典:桧原村観光ビジョン)</p>

対象	動植物
分類・名称	植生
所在地	檜原村内
特 性	利用状況・配慮事項
<p>檜原村の植生と植物相については三頭山の上部東斜面の一带にブナ-オオバショウマ群集やツガ-ミツバツツジ群集、また沢筋にはシオジ-ミヤマクマワラビ群集やフサザクラ-タマアジサイ群集、秋川に沿った侵食崖にはシラカシ群集ケヤキ亜群集の林が縁取っている。</p> <p>低標高の山地には、断片的ながらモミ-イヌブナ群落やモミ-シキミ群集も分布している。</p> <p>河畔のシラカシ群集ケヤキ亜群集を本拠として、ケヤキ、ムクノキ、エノキ、シラカシ、シロダモが分布している。</p> <p>また、低山の溪畔に生育するフサザクラ-タマアジサイ群集を本拠として、フサザクラ、タマアジサイ、アブラチャン、ミツデカエデ、ミヤマハハソ、ジュウモンジシダなどが生育している。</p> <p>檜原を囲む山々の斜面上部には、ミズナラ-クリ群集やクリ-コナラ群集、アカマツ-ヤマツツジ群集などが分布している。</p> <p>ミズナラ林とコナラ林は、標高 600～800mラインの上部と下部で棲み分けており、ミズナラ林にはクマシデやクリ、コハウチワカエデ、ハウチワカエデなどが多く、コナラ林にはアカシデ、マルバアオダモ、アオハダ、エゴノキ、ウリカエデ、ヤマボウシなどが多い。</p>	<p>檜原村の森林の約 6 割が人工林であり、かつての薪炭林などの広葉樹林は季節の変化が楽しめる貴重な資源である。</p> <p>都民の森では、ブナの森、野草、カエデ類などの自然教室(観察会)を行っている。</p> <p>残っている広葉樹林の多くは二次林だが、薪炭林として約 15～20 年ごとに伐ってきたものがそのまま放置され、徐々に常緑樹が増えてきている。檜原村の原風景である薪炭林を保全するのであれば、伐採により萌芽更新することも考える必要がある。</p>

対象	動植物
分類・名称	希少な植物種
所在地	檜原村各地
特 性	利用状況・配慮事項
<p>標高の上で、また地理的に、分布限界近くにある希少な植物として下記の種が檜原村における注</p>	<p>盗掘による危険をはらんでいる植物については、観光ガイド等との連携によ</p>

目すべき植物種の例として挙げられる。

- ・標高的限界種 = イラモミ、シラベ、ヤエガワカンバ、ハリブキ
 - ・地理的限界種 = ウラジロ、ソゴ、クサタチバナ、サイゴクイノデ
 - ・特異な立地に限定分布する植物 = タマガワホトギス、ヒメウラジロ、ヤシヤビシャク
 - ・土地利用の変化により減少している植物 = ブナ、カツラ、ムラサキ、キキョウ、オミナエシ
 - ・激しい盗掘により、急速に姿を乏しくしている植物 = レンゲショウマ、カタクリ、フクジュソウ
 - ・繁殖力が弱く、全国的な希少種 = ミヤマツチトリモチ、ヒメイワカガミ、オオキヌタソウ
 - ・地域的な希少種 = トリガタハンショウヅル、ベニサラサドウダン、クリンソウ、ムラサキセンブリ
- (出典: 檜原の植物)

の見守りや、侵入防護柵等の設置などによる保全策とともにマナーの啓発などが課題である。

・レンゲショウマは、キンポウゲ科で温帯の山地に自生、夏に咲く小さな花が人気、村内でも浅間嶺他で見ることができる。東京都レッドリストによれば、西多摩郡では、レンゲショウマはVU(絶滅危惧Ⅱ類)である。

・カタクリは、ユリ科で春の訪れを告げる野草である。檜原村では、御前山・惣岳山にかけての群生地が有名であり、また浅間嶺他にも自生地がある。なお東京都レッドリストによれば、西多摩郡では、カタクリはNT(準絶滅危惧)である。

御前山のカタクリの減少は、シカの食害によるものと考えられ、シカ防止ネットの対策も取られている。

・フクジュソウは、キンポウゲ科の日本原産の多年草で 旧暦の正月(2月)頃に咲き出すことから、新年を祝う花として親しまれる。時坂・下川乗に群生地がある。

なお東京都レッドリストによれば、西多摩郡では、自生のフクジュソウはCR(絶滅危惧ⅠA類:ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの)である。

このような絶滅危惧種については、その利用について立入の制限や調整をするなどの配慮が必要となる。

上記2か所の群生地は、私有地であり、その観察や撮影には、節度が望まれる。

土地の所有者の了解を得て、ガイドとともに見るようなエコツアーが望まれる。

	(出典:東京都の保護上重要な野生生物種(本土部)～東京都レッドリスト～2010年版)
--	--

対象	動植物
分類・名称	哺乳類
所在地	檜原村各地
特 性	利用状況・配慮事項
<p>檜原村の動物相の特徴は都内でも珍しく、クマタカやツキノワグマなどのアンブレラ種(個体群維持のために、エサの量など一定の条件が満たされる広い生息地(または面積)が必要な種。生態系ピラミッドの頂点。)を含む、哺乳類などの野生動物が生息する自然豊かな地域として知られている。小型哺乳類は、トガリネズミ、カワネズミ、ヒメヒミズ、ヒミズ、コモグラ、アブラコウモリ、ヤマネ、スミスネズミ、アカネズミ、ヒメネズミ、中・大型哺乳類は、ニホンザル、ノウサギ、ニホンリス、モモンガ、ムササビ、ツキノワグマ、タヌキ、キツネ、テン、イタチ、アナグマ、ニホンイノシシ、ニホンジカ、ニホンカモシカの生息が確認されている。</p>	<p>特定外来生物に指定されているアライグマと生態系被害防止外来種リストに掲載されているハクビシンは、檜原村を始め多摩地域全体に生息域が拡大、個体数も増加傾向と推定されている。生態系、農林水産業及び生活環境への被害の軽減と分布域の拡大の防止を目標として、防除対策が急がれる。</p> <p>また、サル、イノシシ、シカ、ハクビシン、タヌキ、アナグマ等による農業被害があり、電気柵の設置やサルの追い払いを行っている。</p> <p>またニホンジカによる食害が引き起こす植生破壊により、土砂崩壊を招くような事態にならないようにする方策が課題である。</p> <p>地球の温暖化やニホンオオカミの絶滅などにより、野生鳥獣は爆発的に増加している傾向にあり、追い払いなどでは住み分けは行えない状況で、適切な頭数管理を行うことが必要である。</p> <p>(出典:檜原村 鳥獣害対策事例)</p> <p>なお都民の森では、アニマルウォッチング、植物観察とシカの食害、冬の森で哺乳類の痕跡探しなどの自然教室(観察会)を行っている。</p>

対 象	動植物	
分類・名称	鳥類	
所在地	檜原村各地	
	特 性	利用状況・配慮事項
	<p>檜原村における鳥類目は、平成 21 年(2009)調査(日本野鳥の会東京支部)で在来種 92 種が確認されるなど鳥類の宝庫であり、山岳部では、初夏、オオルリやキビタキなど姿も美しい鳥のさえずりが聞かれ、標高の高い森では、コマドリなどの亜高山性の野鳥の姿を見ることが出来る。</p>	<p>都民の森では、野鳥の見分け方、さえずりの聞き分け、バードウォッチング、野鳥の巣などの自然教室(観察会)を行っているが、今後も生態系にストレスを与えないような取組が必要となる。</p>

対 象	動植物	
分類・名称	両生類・爬虫類	
所在地	檜原村各地	
	特 性	利用状況・配慮事項
	<p>多摩西部地域の山地部の典型的な両生・爬虫類相を示しており、丘陵から山地に生息する種はほとんど揃っている。</p> <p>ハコネサンショウウオ、ヒダサンショウウオ、アズマヒキガエル、ナガレタゴガエル、ニホンアカガエル、ヤマアカガエル、アマガエル、モリアオガエル、カジカガエル、ニホントカゲ、カナヘビ、ヤマカガシ、アオダイショウ、シマヘビ、タカチホヘビ、ニホンマムシが生息を確認されている。</p>	<p>東京都のレッドリストでは、ニホンマムシがEN(絶滅危惧ⅠB類)、ニホンアカガエルがVU(絶滅危惧Ⅱ類)、ハコネサンショウウオ、ヤマアカガエル、ナガレタゴガエル、モリアオガエル、カジカガエル、アオダイショウ、シマヘビ、タカチホヘビがNT(準絶滅危惧)とされている。</p> <p>(出典:東京都の保護上重要な野生生物種(本土部)～東京都レッドリスト～2010年版)</p> <p>特に保護策はとられていないが、利用にあたっては、生態を理解し、後年に影響がでないよう注意が必要である。</p> <p>都民の森では、サンショウウオの自然教室(観察会)を行っている。</p>

対 象	動植物	
分類・名称	昆虫類	
所在地	檜原村各地	
	特 性	利用状況・配慮事項

<p>檜原村の昆虫相のデータはないため、蝶を例として述べると、多摩地区西部Ⅱ（檜原村・奥多摩町）では、ブナ、ミズナラの林、稜線部の山地草原が、東京都ではこの区域にしか生息しない山地性のチョウの棲み家になっている。ミヤマカラスアゲハ、フジミドリシジミ、スギタニルリシジミ、ギンボシヒョウモン、キベリタテハ、ウラジャノメ等は、この地域の代表的なチョウである。</p> <p>（出典：新版 東京都の蝶）</p>	<p>この区域で危惧されることは、山地草原性のチョウの衰退である。地元村落の共有林である茅場や尾根沿いの防火帯が、草刈りが行われなくなったことによる樹林化や、または植林されたヒノキやカラマツが成長したことにより、山地草原が失われてきた。</p> <p>（出典：新版 東京都の蝶）</p> <p>チョウの観察地として三頭山が知られるが、山頂付近が国立公園特別保護地区に指定されているため、昆虫採集などは禁止である。なお都民の森では、昆虫観察や蝶を探そうなどの自然教室（観察会）を行っている。</p>
--	--

対象	動植物	
分類・名称	淡水魚類	
所在地	檜原村内	
	特 性	利用状況・配慮事項
	<p>淡水魚類は、東京都レッドリストでの西多摩地域でCR（絶滅危惧ⅠA類）に指定されているアブラハヤ、VU（絶滅危惧Ⅱ類）に指定されているカジカが確認されている。ヤマメ（放流）やアユ（放流）、ニジマス（放流）、ウグイ、イワナなどが確認されている。</p> <p>漁業権対象魚種は、アユ、ニジマス、ヤマメ、コイ、フナ、ウグイ、ウナギ、オイカワ、カジカの9種である。</p>	<p>毎年秋川漁業協同組合が南秋川、北秋川で放流を行っており、釣り人が多数訪れている。</p>

対象	動植物	
分類・名称	樹木（天然記念物）	
所在地	檜原村内	
	特 性	利用状況・配慮事項
	<p>村指定の天然記念物は、いずれも樹種別に目通り周（1.2mの高さ）が最大のもの、または由緒ある名木9本が選ばれた。</p>	<p>いずれも天然記念物の解説板が根元付近に建てられているが、馬道沢のカツラは位置もわかりにくく、案内板もな</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・熊野神社のスギ(上川乗) 目通り 6.08m ・春日神社のスギ(中組) 目通り 6.1m ・大嶽神社(奥宮)のヒノキ(大嶽山) 目通り 3.3m ・笹平の大ヒノキ(笹野) 目通り 2.62m ・春日神社のケヤキ(本宿)目通り 6.57m ・塞の神のカヤ(和田) 目通り 3.0m ・稲荷神社のムクエノキ(上元郷) 目通り 2.36m ・馬道沢のカツラ(笹野) 目通り 7.46m(株立ち) ・中泉のクリ(上元郷) 目通り 4.2m 	<p>いため、見に行くこともできない。笹野バス停などから地図や案内板、道の整備などが必要である。</p>
--	--

対象	動植物
分類・名称	樹木(巨樹)
所在地	檜原村内
特 性	利用状況・配慮事項
<p>村内には、天然記念物に指定はされていないが、よく知られた巨樹や花木などがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人里のシダレザクラ バス停を覆うように咲く桜の花が見事で、年々人気が高まり、平成28年(2016)にはライトアップ、売店などが出るほどの新名所となった。 ・吉祥寺のイチヨウ(本宿) 目通り各 3.6m 吉祥寺の境内の大きな2本のイチヨウが、秋の深まるころ西日を浴びた黄葉が見事である。 ・小林家住宅のケヤキ(藤原) 目通り 3.78m 小林家住宅の南側、板倉の裏にあるケヤキで樹洞がある。 ・旧田倉邸の大杉(藤原) 目通り 4.08m 小林家住宅から北に進むと旧田倉家があり、その先の大杉の根元に泉がある。大杉の泉と呼ばれる。 ・御霊檜原神社の大杉群(千足) 檜原城主の子、平山氏虎の霊を祀ったと伝えられる神社で、境内には目通り 3.8m～6.42mのスギの巨樹6本を中心に多くの樹木があり、まさに鎮守の森である。 ・都民の森の巨樹群 	<p>ここに挙げた巨樹にも名木にふさわしいものがあり、新たな名木の指定を検討する必要がある。樹木の見学会や観察会を実施しているが、老木のものも多く、必要であれば周囲へ近づけないようにするなどの措置も検討する必要がある。</p>

<p>都民の森には、サワグルミ、ツガ、トチノキ、モミ、シオジ、カツラ、イヌブナ、シナノキ、ブナ、クリ、ケヤキ、ミズナラなど、目通り3mから5m以上の巨樹が多数みられる。</p> <p>・浅間嶺のサクラ</p> <p>浅間嶺の展望地一帯にサクラが植えられており、西多摩地区で一番遅くサクラが咲くといわれている。ソメイヨシノのため、てんぐ巣病が発生しているものがみられる。</p>	
--	--

対 象	自然景観
分類・名称	地形・地質
所在地	檜原村各地
特 性	利用状況・配慮事項
<p>村の地形は、北の鋸尾根～馬頭刈尾根、中央部の浅間尾根、南の笹尾根の3つの大きな尾根(標高800m～1,400m)からなっている。</p> <p>檜原村の東端にある下元郷から西の一帯、すなわち秋川の集水域のすべてを村域としている。これに、大岳沢の源流部である大滝から上の、大岳山東斜面が加わる。</p> <p>村内の主な集落は、3つ尾根の間の谷を流れる南秋川、北秋川沿いにあり、尾根の山麓部の南向き斜面や平坦部に分布している。また、湯久保、藤原、倉掛、時坂といった斜面上部や尾根部に古くからある集落も見られる。</p> <p>地質は、北秋川に続く北側一帯には、ロッククライマーなどが訪れるつづら岩のような露岩、岩が2つに割れたような奇景で東京都天然記念物に指定されている神戸岩(かのといわ)などが見られる。これは海沢層、氷川層などと呼ばれる古生層で、チャート、頁岩(けつがん)、粘板岩などの硬質な地質となっている。これに比べると、南秋川に沿った村の南側一帯はやや穏やかで、岩山や露岩はあまりみられない。</p> <p>村内には三頭大滝、払沢の滝、天狗滝など滝が</p>	<p>村を東西に走る浅間嶺によって、南北に分けられるが、地質の違いから風景もやや異なり、北側は露岩や岩山があり、滝も多い。南側は穏やかな地形であり、このため村内一周エコツアーも考えられるが、道路、バス路線などまだ解決すべき点が多い。</p> <p>なお、檜原村を含む近隣3市町村には秋川流域ジオパークを推進していく機運があり、台地の生い立ちを探求し、地層観察や岩石観察を行うガイドツアーも行われている。</p>

多く見られるが、これは全体に岩山や露岩の多い地質、急峻な地形などが影響していると考えられる。また、村の北側一帯に露岩や滝の分布が多く見られるのも、この地質の分布と深い関わりがあると考えられている。	
--	--

対 象	自然景観	
分類・名称	かんのといわ 神戸岩	
所在地	檜原村神戸地区	
	特 性	利用状況・配慮事項
	<p>東京都の指定天然記念物。</p> <p>北秋川の支流で、神戸川上流部の赤井沢を挟んで対峙する大岩壁で、川下から見て右側が高さ約100メートル、上部の幅が約40メートル、左側が高さ約80メートルあり、岩壁の奥行きは約60メートル上部の岩戸の幅は約16メートル、谷底は約4メートルあり岩根はひと続きになっている。</p> <p>神戸岩の岩質はチャート(火打ち石)層であるため極めて硬質。その為、川水や風雨による侵食にも耐え、今見られる狭い谷に屹立した岩壁を残している。</p> <p>なお、神戸とは大嶽神社の入口の意味である。</p> <p>1年中雄大な景色を楽しめ、秋の紅葉シーズンが特に見頃である。</p>	<p>檜原村の景勝地、近年パワースポットと呼んで訪れる人もいる。梯子、橋、鎖場、横にあるトンネルとアドベンチャー気分を楽しめるところで、比較的整備がされている場所である。</p> <p>天然記念物なので、解説板もあるが、文字だけでわかりやすいとは言えないため、更なる工夫が必要でもある。</p>

対 象	自然景観	
分類・名称	つづら岩	
所在地	檜原村三都郷地区	
	特 性	利用状況・配慮事項
	<p>つづら岩は、あきる野市と西多摩郡檜原村の境に位置し、大岳山から東に延びる馬頭刈尾根上にある。堆積岩の一種チャートからなり、火打石の材料として有名なチャートは、非常に硬く、つづら岩も大岳山も長い年月にわたる侵食に耐え、現在の姿で残った。高さ約40mのつづら岩南西面は、古く</p>	<p>つづら岩の脇から上に登ることができ、雄大な眺望が得られる。</p> <p>現地には特に注意を促す掲示もないが、マナー等も含めて案内板は必要である。</p>

からロッククライミングの名所として知られている。	
--------------------------	--

対 象	自然景観	
分類・名称	関東ふれあいの道	
所在地	檜原村内	
	特 性	利用状況・配慮事項
	<p>関東地方、一都六県をぐるりと一周する長距離自然歩道で、総延長約 1,800km、全 160 コースあり、その内、「富士見のみち」・「歴史のみち」・「鍾乳洞と滝のみち」の 3 コースが村内を通っている。</p> <p>・「富士見のみち」14.7km 陣場高原から醍醐丸、笹尾根(都県境)を辿るみちで、起伏に富んでいる。浅間峠から生藤山へ向かう途中の美しい新緑や鮮やかな黄葉の中から望む富士山の展望が見事。</p> <p>・「歴史のみち」8.0km 檜原村上川乗から浅間嶺を越えて払沢の滝に至るみち。浅間尾根は甲州中道といわれた古い官道で、中世甲州街道として重視される一方、生活道路として利用されていた。東京都コースの中で最も短いコース。</p> <p>・「鍾乳洞と滝のみち」9.0km 北秋川橋から富士見台へのみちには、三段になって落ちる天狗滝や、綾滝、大滝がある。天狗滝からつつら岩間は、急傾斜となっている。</p>	<p>環境省が計画した長距離自然歩道構想に基づき国や関東地方一都六県が整備している自然歩道のため、指導標等もしっかりしており、安心して歩くことのできるコースとして人気が高い。</p> <p>秩父多摩甲斐国立公園内の登山道は、環境省自然保護官や都レンジャーなどによる巡視、維持管理の作業によって通行が保たれているが、改善点や工夫する余地もあり、更なる利用の促進を図るための対策も必要となっている。</p>

対 象	自然景観	
分類・名称	森林セラピーロード	
所在地	檜原村数馬地区	
	特 性	利用状況・配慮事項
	<p>平成 19 年(2007)3 月に東京檜原都民の森の「大滝の路」が都内ではじめて、森林セラピーロードに認定された。「森林セラピー」は、「森林浴」の効果を科学的に解明し、こころと身体の健康に活かす試みである。</p>	<p>森林セラピーの体験イベントも行われており、都民の森内のレストランには「森林セラピーメニュー」がある。森林セラピーのガイドが十分とは言えず、その養成が望まれる。</p>

<p>全長 1km、片道 20 分のコース。ウッドチップが敷かれ、勾配が緩やかでとても歩きやすく、周囲は針葉樹や広葉樹の大自然に囲まれ、終点には落差 35m の三頭大滝がある。</p>	
--	--

対 象	自然景観
分類・名称	滝
所在地	檜原村内
特 性	利用状況・配慮事項
<p>檜原村は、秋川に沿ったわずかな開口部(最東端)を除いてすべて尾根筋に囲まれている。さらに、村の中央を浅間尾根が横断しているため、多くの沢筋があり、奥まで幾つもの滝を擁する沢もある。約 70 箇所あるといわれる滝の中で、アクセスにあまり危険が伴わずに観賞できる滝として、村民に親しまれてきた滝だけでも 13 箇所ある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・^{ほっさわ}弘沢の滝(本宿、落差約 60m) <p>東京で唯一、日本の滝百選に選ばれて、また多摩川 50 景にも選ばれている。4 段からなる滝で、最下段は 23.3m である。滝つぼには大蛇が棲むという伝説があり、冬になると結氷するため、30 年前から氷瀑クイズが行われている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三頭大滝(数馬、落差 35m) <p>都民の森内にあり、東京都指定名勝で、南秋川水系最大の滝でセラピーロードの終点。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・天狗滝(千足、20m 余) <p>南向きの明るい滝で、本宿から見ることもできる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・綾滝(千足、17～18m) <p>天狗滝の上流にあり、檜原城落城後、城主の奥方が庵を建てて余生を送ったと伝えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・吉祥寺滝(本宿、4m) <p>3 段からなる奥行 20m の滝で、浸食された岩盤にそって独特な流れを見せる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中山の滝(下元郷、1.5m) <p>木材を川に流して運搬していたころは、最大の難</p>	<p>大小様々な滝を見ることができるが、駐車場、トイレ、滝までの道など利用しやすいのはやはり弘沢の滝である。1 年中、利用者が訪れ、季節の変化、水量の変化を楽しむ。</p> <p>滝巡りのエコツアーが行われているが、雨天の時は水量も多く、普段とは違う姿を見ることができるので、もっと広報に努めてもよい。</p> <p>滝によっては、まだ道の整備も不十分で、案内板がないところもあり、これからの整備が望まれる。</p>

<p>所といわれた。昔は鮎跳滝と言われていた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・龍神の滝(数馬、18m) <p>昔はムジナの滝と言われていたが、滝つぼに潜んだ大蛇がムジナを滝つぼに引き込んだ姿が龍に見えたことから現在の名前になった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・九頭龍の滝(数馬、約 10m) <p>古くから信仰の対象となっており、現在でも滝行を行う人が見られる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・夢の滝(数馬、約 19m) <p>美しいナメ滝で周遊道路から見る事が出来る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・茅倉の滝(茅倉、18m) <p>都道から見る事が出来る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大滝(大岳沢、約 30m) <p>養沢の大岳鍾乳洞の奥の滝、住所は檜原村だが、村民は村の滝とは思っていない。五日市の人は養沢大滝と呼ぶ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その他にも、華水の滝、菅平の滝、夫婦滝、陸軍滝、不動の滝、八割沖の滝、エボ石の滝、白岩の滝、中里沖の滝等がある。 	
--	--

対 象	自然景観		
分類・名称	奥多摩三山		
所在地	檜原村内		
特 性	利用状況・配慮事項		
<p>奥多摩地域で人気の高い、大岳山、御前山、三頭山を指す。いずれも三角点のある山である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大岳山(1, 266. 5m) <p>特徴的な山容を備え、古くから農業の神や、火災や盗難の守護神として山岳信仰の対象であった。また、日本二百名山及び花の百名山の1つ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・御前山(1, 405m) <p>遠くから見た山容が美しく、カタクリの自生地が存在する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三頭山(1, 531m) <p>多摩川最大の支流秋川の源頭の山であり、檜原村の最高峰である。山頂周辺にはブナの原生林</p>	<p>利用者の多い山であり、三頭山は都民の森のため整備されており、御前山も問題はないが、大岳山は山頂付近の道は急なため雨の後や冬季の凍結など危険なことが多いので、安全面で対策が必要。</p>		

が残っている。日本三百名山の1つ。 一帯は、都民の森として整備、利用されている。	
---	--

対 象	自然景観	
分類・名称	山岳景観	
所在地	檜原村各地	
	特 性	利用状況・配慮事項
	<p>村は、北の鋸尾根～馬頭刈尾根、中央部の浅間尾根、南の笹尾根の3つの大きな尾根からなっている。西から北に、三頭山、月夜見山、御前山、鋸山、大岳山、馬頭刈山に至る尾根があり、南から東にかけて、三頭山から槇寄山、丸山、土俵岳、生籐山、連行山、醍醐丸、市道山、臼杵山に至る尾根筋がある。</p> <p>三頭山西峯からは富士山、奥多摩湖が望め、大岳山、富士見台と浅間嶺からは富士山、槇寄山からは富士山と丹沢山塊、奥多摩周遊道路の浅間尾根駐車場からは遠望だが都内全域・横浜まで見ることができる。</p> <p>臼杵山は北東に眺望が開け、好天の日には筑波山が望める。</p> <p>村の中央を東西に横切る浅間尾根は、ピークの浅間嶺が利用の中心となっている。</p> <p>いずれも登山道が整備されており、ハイキングコースとして親しまれている。</p>	<p>大岳山山頂では、眺望を得るために立木の無断伐採があり、注意の制止板をしても続いており、課題となっている。檜原村の外周の山岳地帯は、平成4年(1992)から毎年日本山岳耐久レース(ハセツネカップ)のコースとなっており、「短期集中型オーバーユース」の問題が生じており、自然公園の新しい登山道の利用の在り方として、登山者とのトラブルを防ぐための方策が望まれている。</p>

対 象	自然景観	
分類・名称	峠	
所在地	檜原村各地	
	特 性	利用状況・配慮事項
	<p>檜原村の外周は尾根に囲まれているため、南の笹尾根(山梨県上野原市)、西の奥多摩町などに抜ける古道があり、著名な峠がある。</p> <p>笹尾根の三国峠・浅間峠・西原峠(上野原市)、鞆口峠・風張峠・小河内峠・大ダワ(奥多摩町)など</p>	<p>いずれも眺望地であったと思われるが、今では周囲の樹木が大きくなり、眺望が望めないところもあるので、土地所有者の同意を得て、樹木や枝を伐採することが課題である。</p>

<p>が村内各地からかつて見られ、いずれも眺望地であったと思われるが、今では周囲の樹木が大きくなり、眺望が望めないところもある。</p> <p>時坂峠は、大岳山・御前山への眺望が得られる。また、笛吹峠、数馬峠、人里峠など村内集落に至る入口、浅間嶺の古道の入り口にあたる時坂峠などがある。</p>	
---	--

対象	自然景観	
分類・名称	檜原都民の森	
所在地	檜原村数馬地区	
	特性	利用状況・配慮事項
	<p>檜原都民の森は、三頭山一帯の山林で、標高1,000～1,500メートルの高地に位置している。ブナが残っており貴重な財産であるとともに学術的にも貴重な自然林で、高齢者や車いすを利用されている方でも気楽に利用できる施設である。</p> <p>園内は目的に合わせた散策コースがあり、木工教室をはじめ、自然を素材とした野外教室も随時開かれている。森林館には、森の四季や生態系を解説する情報コーナーを備えている。</p> <p>森林館から三頭大滝へと至る“大滝の路”は、平成19年(2007)に森林セラピーロードの認定を受けている。都民の森開園は平成2年(1990)。</p> <p>月曜(祝日の場合は翌日休)が休園日。</p>	<p>観光面での活用が望まれる。</p>

2) 自然環境と密接な関連を有する風俗習慣その他伝統的な生活文化に係る観光資源

対象	伝統的な生活文化	
分類・名称	神事・郷土芸能(大嶽神社大祭)	
所在地	檜原村中里・白倉・大沢地区	
	特性	利用状況・配慮事項
	<p>村内でも一番古い神社である大嶽神社の祭礼。</p> <p>大岳山頂に鎮座する大嶽神社本宮の例祭は4月</p>	<p>観光資源としての活用も考えられる。</p> <p>氏子による祭礼のため、地域の関係</p>

<p>8日、遥拝所である里宮の春の例祭は、4月第2週の日曜日に大沢・白倉・中里の各地域合同で行われる。神主を先頭に里宮を神輿行列が発し、3地域を巡る。</p> <p>檜原村で神輿が出る祭りは、大嶽神社と神戸春日神社に限られる。</p>	<p>者のみの参加になっているが、今後、観光客等が自ら参加できるような検討もしていく。また、今後は、少子高齢化による担い手不足が懸念されており、後継者の育成が必要となっている。</p>
---	--

対象	伝統的な生活文化	
分類・名称	神事・郷土芸能(太神楽)	
所在地	檜原村数馬地区	
	特性	利用状況・配慮事項
	<p>東京都指定無形民俗文化財(民俗芸能)、昭和54年(1979)指定。</p> <p>創始は天文14年(1545)。九頭竜神社祭礼において獅子舞と太神楽・馬鹿面とを交互に上演する。</p> <p>太神楽の舞手は、1人ないし2人で一匹獅子を操り、囃子方は大太鼓・小太鼓・笛・鉦がある。</p> <p>獅子は胴幕の中に2人が入って舞う「二人立ち」と、1人だけで舞う「一人立ち」があり、囃子方との掛け合いや、こっけい味を帯びた舞など独特の味わいがある。</p> <p>古くから上演されていたが、明治中ごろには衰退の傾向があり、神奈川県藤沢市から師匠を招いて指導を受け復活し、現在にいたる。9月第2日曜日に奉納。</p> <p>数馬獅子舞太神楽保存会。</p>	<p>保存会の会員等によるガイドにより、観光資源としての活用も検討していく。また、今後は少子高齢化による担い手不足が懸念されており、後継者の育成が必要となっている。</p>

対象	伝統的な生活文化	
分類・名称	神事・郷土芸能(柏木野神代神楽)	
所在地	檜原村柏木野地区	
	特性	利用状況・配慮事項
	<p>東京都指定無形民俗文化財(民俗芸能)、昭和54年(1979)指定。</p> <p>創始不詳だが江戸末期には存在していたことがわかっている。演目は、「鬼の舞、神剣貢、剣玉、</p>	<p>保存会の会員等によるガイドにより、観光資源としての活用も検討していく。また、今後は少子高齢化による担い手不足が懸念されており、後継者の育成</p>

種蒔き、岩戸開き、あかめ釣り、大蛇退治、湯探り、三重和合、神功皇后、大江山、猿田舞」。檜原村笹野と合同で演じられていた式三番は、明治10年(1877)頃に分離。 9月中旬、南郷神社への奉納神楽。 昭和44年(1969)、柏木野神代神楽保存会結成。	が必要となっている。
---	------------

対象	伝統的な生活文化	
分類・名称	神事・郷土芸能(おとう神事)	
所在地	檜原村本宿・上元郷地区	
	特性	利用状況・配慮事項
	東京都指定無形民俗文化財(風俗習慣)、昭和63年(1988)指定。 本宿・春日神社の祭礼の神事で、おとう帳には元亀3年(1572)以降の記録が残っている。 毎年3月1日の深夜に一定期間の精進潔斎を行った男たちが秋川で禊を行い、米を炊く為の浄火を火打石によってつける。炊きあがった米を山盛りにして、翌早朝神前に供える。 飯盛役、火打石の火を受ける世話役、等の重要な役割は代々定められた家の者に世襲によって伝えられている。春日神社おとう神事保存会。	保存会の会員等によるガイドにより、観光資源としての活用も検討していく。また、今後は少子高齢化による担い手不足が懸念されており、後継者の育成が必要となっている。

対象	伝統的な生活文化	
分類・名称	神事・郷土芸能(式三番)	
所在地	檜原村小沢・笹野地区	
	特性	利用状況・配慮事項
	東京都指定無形民俗文化財(民俗芸能)、昭和27年(1952)指定。 能が成立する以前の翁猿楽の様式を留めた舞。 檜原村では、小沢と笹野で行われており、天下泰平、五穀豊穰、家内安全、厄病除けを祈願して各集落の鎮守の神社に奉納される。 ・小沢式三番 創始年代は不明。一時中絶していたが、明和7年	保存会の会員等によるガイドにより、観光資源としての活用も検討していく。また、今後は少子高齢化による担い手不足が懸念されており、後継者の育成が必要となっている。

<p>(1770)頃に甲州方面から師匠を招き復活したといわれている。伊勢清峯神社の秋例祭日に奉納上演される。</p> <p>演目は、「翁の謡、千歳の舞、翁と尉の対面、翁と謡と舞、太鼓の出端、揉出し、揉、問答、鈴の舞」。小沢式三番保存会。</p> <p>・笹野式三番</p> <p>永禄4年(1561)、柏木野と共催で臼杵神社への奉納舞として創始。明治10年(1877)に柏木野の神代神楽と分離し、現在の神明社へ秋祭日に奉納上演されるようになった。</p> <p>演目は、「翁の謡、千歳の舞、翁と尉の対面、翁と謡と舞、太鼓の出端、揉出し、揉、問答、鈴の舞」。笹野式三番保存会。</p>	
---	--

対象	伝統的な生活文化		
分類・名称	神事・郷土芸能(獅子舞)		
所在地	檜原村数馬・下元郷・下川乗・人里・湯久保・樋里・藤倉地区		
	特性	利用状況・配慮事項	
	<p>三匹獅子舞は関東で最も多い民俗芸能である。三匹獅子舞は伎楽<small>ぎがく</small>など外来の芸能の影響も受けてはいるが、日本人が独自に生み出した芸能であり、檜原村でも多くの集落で行われてきた。</p> <p>・数馬獅子舞</p> <p>東京都指定無形民俗文化財(民俗芸能)、昭和60年(1985)指定。</p> <p>寛政9年(1797)に藤倉より伝えられる、と「獅子舞来由書(伝授書)」に記録が残されている。鎮守の九頭竜神社へ、五穀豊穰・家内安全の祈願と感謝を捧げ、例祭日の9月第2日曜日に境内で演じられる。馬鹿面囃子や太神楽と共演される。数馬獅子舞太神楽保存会。</p> <p>・藤倉獅子舞</p> <p>東京都指定無形民俗文化財(民俗芸能)、昭和60年(1985)指定。</p> <p>「獅子舞来由書(伝授書)」によれば、奥多摩・</p>	<p>保存会の会員等によるガイドにより、観光資源としての活用も検討していく。また、今後は少子高齢化による担い手不足が懸念されており、後継者の育成が必要となっている。</p>	

小留浦ことずらから習い、天明元年(1781)に創始。寛政9年(1797)に数馬へと伝える。鎮守の春日神社へ、天下泰平・国土安全・家内安全・風雨和順・五穀万作・無病延命の祈願と感謝を捧げ、例祭日の9月第2土曜日に奉納舞が演じられる。

藤倉獅子舞保存会。

・人里獅子舞

村指定無形民俗文化財(民俗芸能)、平成22年(2010)指定。

江戸中期創始と言われているが、伝来系統と共に不明である。天保期(1830～1844)に沢又(藤倉)から習い、明治に入って山梨県上野原市桐原に教えたとも伝えられている。9月第3土・日曜日に五社神社に奉納。五社神社奉賛会。

・下元郷獅子舞

獅子頭保管箱に天保2年(1831)と記されていること、高取家所蔵「泉沢獅子舞由来書」の伝来時期から、文化期(1804～1818)頃の創始と考えられている。9月第1土曜日に貴布弥伊龍神社に奉納。下元郷獅子舞保存会。

・下川乗獅子舞

小岩(樋里)と共に文禄期(1592～1596)に習得したと伝えられているが、大火で用具・伝授書は焼失。天保の大飢饉で中断したのち、弘化期(1844～1848)に小岩に習い復活させた。9月中旬に南郷神社に奉納。下川乗獅子舞保存会。

・湯久保獅子舞

寛永期(1624～1643)に日原(奥多摩町)から習ったと伝えられている。古い獅子頭(雌獅子)の一部や幟旗には、宝暦(1751～1764)の年号が確認される。8月最終土曜日に伊勢清峯神社に奉納。

・樋里獅子舞

明暦3年(1657)の八坂神社の祭りに獅子舞を始めたと伝えられている。伝授書と称す巻物も残されている。8月最終土曜日に貴布弥神社と八坂神社に奉納。樋里獅子舞保存会。

対象	伝統的な生活文化	
分類・名称	神事・郷土芸能(囃子)	
所在地	檜原村上元郷・本宿・神戸・数馬地区	
	特性	利用状況・配慮事項
	<p>祭囃子は神事を賑やかに、祭礼空間の非日常性を演出する音楽や芸能である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上元郷神田囃子、本宿神田囃子 <p>昭和天皇即位式に奉祝行事として上演する目的のもと、昭和3年(1928)より「上元郷」と「本宿」合同で練習開始。師匠は星竹囃子(あきる野市)。神田流。上元郷はやし保存会、本宿はやし連</p> <ul style="list-style-type: none"> ・神戸神輿・囃子 <p>鎮守の春日神社へ、組内の安全祈願と感謝を捧げ、あわせて氏子民の慰安に供し、春秋の両祭日に神輿渡御とともに上演される奉納囃子。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・数馬馬鹿面囃子 <p>創始年代、伝来経路とも未詳、九頭竜神社祭礼における奉納囃子。</p>	<p>保存会の会員等によるガイドにより、観光資源としての活用も検討していく。また、今後は少子高齢化による担い手不足が懸念されており、後継者の育成が必要となっている。</p>

対象	伝統的な生活文化(歴史資産)	
分類・名称	炭焼き小屋	
所在地	檜原村数馬地区	
	特性	利用状況・配慮事項
	<p>檜原では林業が盛んであったが、その中でも江戸時代には木炭の生産が盛んにおこなわれていた。木炭は明治・大正・昭和初期にかけても、檜原の主流産業であった。</p> <p>春から秋にかけての畑、養蚕の仕事を終えると、90%の家が炭焼きに入ったといわれている(11月～3月頃)。木炭は白炭が主で、男性は山に入り、女性は馬を引いて武蔵五日市の方面に炭を運んでいた。</p> <p>現在使用できる炭焼き小屋は、いずれも数馬地区の都民の森と中央区の森にある。</p>	<p>都民の森では、毎年炭焼き体験を行っている。</p> <p>歴史探訪としての活用が望まれる。</p>

対象	伝統的な生活文化(歴史資産)	
分類・名称	檜原風穴(石室)	
所在地	檜原村柏木野地区	
	特性	利用状況・配慮事項
	<p>都内唯一の風穴。 風穴は天然の冷風を利用した石室で、中は気温が低い(6月でも5℃)。柏木野地区から山道を歩き40～50分程の地点に3か所(1号～3号)存在する。</p> <p>檜原村ではかつて養蚕が盛んな時代があり、明治期から大正期にかけて村民は蚕の卵を風穴に保存することで孵化を抑制していた。孵化の時期をずらすことで、年間を通して養蚕業を営むことができたからである。当時、檜原風穴という組織が風穴を運営(貸し冷蔵庫)していたという話もある。</p>	<p>現在は活用されていないため、地元の人でも知る人は少なくなっている。</p> <p>歴史を含め、今後の適切な整備・活用が望まれる。</p>

(2) その他の観光資源

対象	その他の観光資源	
分類・名称	神社	
所在地	檜原村内	
	特性	利用状況・配慮事項
	<p>・大嶽神社(白倉) 村内で最も古い神社である。天平19年(747)に大和吉野より勧請したという記録が現存し、正確な年代は不明であるが創始についてはさらに遡ることが明らかである。大嶽神社の守り神はお犬様(狼)であり、本殿は大嶽山の山頂にある。</p> <p>・春日神社(本宿) 元応元己未年(1319)創祀と伝えられている。創建当初は檜原城の守護神として、城の鬼門にあたる雑司の小字“高畑”に祀られていたが、その後に弘沢の右岸に移り、現在地に鎮座したのは、棟札の記述により檜原城落城後ほぼ一世紀を経た貞享4年(1687)頃と思われる。例祭は3月2日と9月15日。3月2日の『おとう神事』は東京都無形民</p>	<p>歴史探訪としての活用が望まれる。</p>

<p>俗文化財に指定されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・御霊檜原神社(千足) <p>平山氏重、氏久親子の霊を祀った、平山氏の祖である日奉氏の霊を祀った、あるいは宿辺少将橋高安の霊を祀ったなどと様々伝えられているが、定かではないようだ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・八坂神社(小岩) ・貴布禰伊龍神社(下元郷) ・南郷神社(出畑) ・貴布禰神社(笹久保) ・神明社(笹野) ・五社神社(人里) ・九頭竜神社(数馬) ・伊勢清峯神社(小沢) ・熊野神社(上川乗) ・春日神社(神戸) ・笛吹山神社(笛吹) ・春日神社(藤倉) 	
--	--

対象	その他の観光資源		
分類・名称	寺		
所在地	檜原村本宿・人里(和田)地区		
	特性	利用状況・配慮事項	
	<ul style="list-style-type: none"> ・吉祥寺(本宿) <p>臨済宗・建長寺派の寺院。本尊は「釈迦牟尼如来」、安応6年(1373)に創建。かつて集落ごとにあった寺院のほとんどを末寺とした本山というべき寺院。</p> <p>檜原城址に続く山裾に位置しており、境内の脇から城址に登る道が続いている。本堂に隣接する土蔵には北条氏の家紋・三つ鱗が刻まれており、そのゆかりの深さを示している。</p> <p>裏山では十三仏巡りができ、また境内には羅漢像がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・玉傳寺(和田) <p>臨済宗・建長寺派の寺院。吉祥寺(本宿)の末</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・吉祥寺は村の中心・入口である本宿に位置し、村の歴史そのものであり、宗教・文化・講の中心を担ってきた存在である。座禅と法話が行われている。上記特性を活かし、エコツーリズムの推進にあたって核となる地区としていきたい。 ・玉傳寺は臨済宗の禅寺であり、座禅会を開催しているほか、文化的な催し物を行い、村民および村外の人との交流を深めている。平成28年(2016)、「寺カフェ 岫雲(しゅううん)」を始めた。 	

寺。本尊は「釈迦牟尼如来」、永正5年(1504)に開山。現在の玉傳寺は本堂が建て替えられ、笹尾根の緑、人里の集落を借景にした枯山水の庭が広がっている。	
---	--

対象	その他の観光資源	
分類・名称	中之平遺跡(縄文遺跡)	
所在地	檜原村藤倉地区	
	特性	利用状況・配慮事項
	<p>昭和35年(1960)、中組から小河内峠に至る途中、標高950m位の尾根の平坦地で黒曜石の石鏃を発見、翌年竪穴住居あと四か所を確認、昭和49年(1974)の発掘調査により、都内でも最も標高の高い遺跡として、土器片、石鏃、石斧等が出土、復元可能な土器片650点が出土した。出土品は、檜原村郷土資料館で展示している。</p> <p>発掘後は、ビニールシートを敷いて埋め戻し、有刺鉄線が貼ってあったが、現在は朽ち果てている。敷地そばに「陣場尾根中ノ平遺跡」の石碑があり、遺跡の紹介が記されている。</p> <p>檜原村には他にも多くの遺跡がある。</p>	<p>歴史探訪としての活用が望まれる。</p>

対象	その他の観光資源	
分類・名称	檜原城址(都指定史跡)	
所在地	檜原村本宿地区	
	特性	利用状況・配慮事項
	<p>平成3年(1991)認定、「東京都指定史跡」。</p> <p>指定理由:都内に現存する中世城郭のうち、戦国初期の構造をよく残しており、歴史的及び学術的に価値が高く、指定保存する必要がある。</p> <p>檜原城は南秋川と北秋川が合流する本宿に位置しており、吉祥寺の裏山を登った標高450メートルの尾根上にあった。戦国期の「後北条氏」時代後半に戦略上の理由からこの地に築かれ、利用されていたことが明らかとなっている。後北条氏の支城として甲斐武田氏の侵攻に備えられ、また豊臣・</p>	<p>吉祥寺境内の登城口と主郭跡に説明板があるが、吉祥寺入口か、バス停の近くに檜原城址の案内板が必要。</p> <p>歴史探訪としての活用が望まれる。</p>

<p>徳川軍の関東侵攻に対しても機能していた。しかし、天正18年(1590)に豊臣・徳川両軍による攻めのもと落城、城主であった平山伊賀守氏重親子は自刃し、以後廃城となった。</p> <p>城の構造は、南北の尾根を階段状の曲輪からなり、曲輪は細い土橋で結ばれ、南に延びる尾根には数本の堅堀が設けられている。</p>	
--	--

対象	その他の観光資源	
分類・名称	甲州中道	
所在地	檜原村内	
	特性	利用状況・配慮事項
	<p>徳川幕府が整備した五街道(東海道・中山道・甲州道中・日光道中・奥州道中)のひとつが、のちには甲州街道と呼ばれるようになる。</p> <p>甲州街道は、江戸日本橋を起点に、内藤新宿から日野、八王子を通り小仏峠から甲府を経て信州の下諏訪に至る、200キロ強にも及ぶ道である。甲州街道は当初、江戸城と甲府城を結ぶ軍事目的を主眼としたものだった</p> <p>甲州裏街道は、青梅街道から大菩薩峠を超えて塩山、甲府に至る道である。しかし数馬の切通など難所も多く、これに比べて、歩きやすい五日市から本宿、浅間尾根道、風張峠、小河内、小菅村から大菩薩を越えて塩山に至る生活道として利用され、これを甲州中道と呼んだ。</p>	<p>歴史探訪としての活用が望まれる。</p>

対象	その他の観光資源	
分類・名称	口留め番所跡	
所在地	檜原村上元郷地区	
	特性	利用状況・配慮事項
	<p>橋橋東側に、江戸幕府が全国の主要な街道に設置した「番所」の跡がある。徳川三代将軍家光の上洛をきっかけに設置され、元和9年(1623)から慶応3年(1867)まで番所は存続していた。</p> <p>上元郷駐在所の裏あたりに番小屋があり、木戸は</p>	<p>歴史探訪としての活用が望まれる。</p>

<p>その前へ道路をまたぎ構築されていた。</p> <p>ここは村の入り口にあたる場所で、「江戸から甲州」(五日市方面と檜原の奥地)をつなぐ交通上の要衝地であり、その地形から「人間の喉元に当たるような大切な所」という意味で「口留めの番所」と呼ばれていた。</p> <p>当時の番所は残っていないが、現在は檜原村庁舎の西側道路際(番所跡のすぐ近く)に番所の門が当時の木戸を模して復元されている。</p> <p>檜原村文化財(旧跡)に指定。</p>	
--	--

対象	その他の観光資源	
分類・名称	国指定重要文化財・小林家住宅	
所在地	檜原村藤倉地区	
	特性	利用状況・配慮事項
	<p>昭和 53 年(1978)指定、国指定重要文化財(建造物)。</p> <p>村内最古の家と言われ、東京都から山梨県へかけての民家の様式の変化を知ることができる貴重な建造物。標高 750 メートルの南斜面に建つ建物で、当家には元禄 16 年(1703)の組頭としての古文書が残されている。江戸時代中期の 18 世紀前半の建設、建設された場所にそのまま保存されている山岳民家としては極めて稀な存在。</p> <p>桁行 14.8 メートル、梁間 9.3 メートル、屋根はかや葺きで入母屋造りの形式を持っている。</p> <p>平成 20 年(2008)に住宅が檜原村の管理となったのを機に、建物の修復調査が行われた。調査の結果、修復必要箇所のほか建物全体の歪みも確認され、平成 23 年度より全解体修理が行われた。解体修理はカンナを使わずにチョウナを使用するなど、当時の形を忠実に再現する形で行われ、平成 27 年(2015)3 月に完了した。</p> <p>定休日の火曜(休日の場合は翌日)と年末年始以外、一般公開されている。</p>	<p>建物内では、かやぶき屋根の保全のために囲炉裏で薪を燃やしており、昔ながらの生活を見ることができる。</p> <p>教育委員会の管理により、内部公開されており、常駐の案内人によるガイドがある。</p> <p>バス停から徒歩だが、モノレールの利用もできる。</p> <p>毎年春に小林家住宅つつじ祭りが行われている。</p>

対象	その他の観光資源	
分類・名称	兜造りの民家(国登録有形文化財)	
所在地	檜原村数馬地区	
	特性	利用状況・配慮事項
	<p>兜造りは正式には兜式入母屋造りといい、養蚕を行うための実用から生まれた建築様式である。妻側の屋根が二重に設けられており、窓があるのが特徴。入母屋の破風に庇が工夫され、それが下から見ると兜の様に見える事からこの兜造りの名がついた。富士系の民家(静岡・山梨からの伝播)で100年から200年前のものである。</p> <p>檜原では江戸後期に入ると、養蚕が盛んにおこなわれるようになった。それに伴い入母屋造りの平たい屋根から、灯りや風を取り込むことができ、高さ・広さもある(屋根裏は3~4層)兜屋根に変えたという経緯がある。屋根の素材は、草(カヤ・麦など)→皮(杉など)→トタン・銅板という変遷をたどっている。</p> <p>・古民家の宿山城(中村家住宅主屋) 平成23年(2011)、国登録有形文化財に登録。築400年の5層構造・兜屋根造りの古民家建築。現在の茅葺き屋根は、茅の上から銅板をかぶせた屋根となっている。</p> <p>・蛇の湯温泉たから荘 平成25年(2013)、国登録有形文化財に登録。築300年以上の古民家で、模範的な二重兜造りの屋根。村で茅が取れなくなってしまったため、現在は杉皮葺きの屋根となっている。たから荘には700メートル上流の秋川源流から冷鉱泉を引いた温泉がある。</p>	歴史探訪としての活用が望まれる。

対象	その他の観光資源	
分類・名称	吉野家の郷倉	
所在地	檜原村上元郷地区	
	特性	利用状況・配慮事項

<p>郷倉(または御倉)は、江戸時代に年貢米を城下または他の目的地へ輸送する前にいったん収蔵した倉庫で、各村、若しくは数か村で一か所設けられた。収蔵した年貢米の責任は、支配役人の検分が済むまでは農民にあり、その後は官(幕府)にあった。</p> <p>また、備蓄貯蓄用の倉庫としても利用され、凶歳時ばかりでなく、平年時にも貯米してそれを貸与し、ときには給与米にも使用されていた。</p> <p>村内では、7か所に設置されていたものだが、現在は、吉野家の郷倉が1つ残されている。</p> <p>(出典:檜原村史)</p>	<p>歴史探訪としての活用が望まれる。</p>
--	-------------------------

対象	その他の観光資源	
分類・名称	森のささやき(旧檜原郵便局)	
所在地	檜原村本宿地区	
	特性	利用状況・配慮事項
<p>檜原の郵便局は、明治33年(1900)3月1日に開局。旧檜原郵便局の建物は昭和4年(1929)に完成し、昭和44年(1969)まで上元郷で使用されていた。のち老朽化に伴い取り壊しの話が持ち上がった際に、現オーナーによって平成6年(1994)現在の位置に移築された。</p> <p>洋風が意識された郵便局建築は中央からの近代化の波を体現したものであり、当時の趨勢を現代に伝える貴重な建築物である。</p>	<p>建物は現在、木工製品を主とした店舗として使用されており、弘沢の滝の利用者の立ち寄り場所となっている。</p> <p>歴史探訪としての活用が望まれる。</p>	

対象	その他の観光資源	
分類・名称	数馬分校記念館	
所在地	檜原村数馬地区	
	特性	利用状況・配慮事項
<p>数馬分校は檜原小学校第三分校として、明治7年(1874)数馬の宝積寺を校舎に開校した。別名正心学校と呼び、数馬全域の児童を収容していた。</p> <p>昭和23年(1948)、南檜原小学校数馬分校、</p>	<p>現在は見学施設として当時の姿が維持された状態で公開されており、歴史探訪としての活用が望まれる。</p>	

昭和 34 年（1959）、学区民総力を挙げて二階建ての校舎を新築した。昭和 41 年（1966）数馬小学校と校名を変更した。 平成 11 年（1999）に閉校、その後数馬分校記念館として、土・日曜日に公開している。	
---	--

対象	その他の観光資源	
分類・名称	岩船地藏尊	
所在地	檜原村上元郷地区	
	特性	利用状況・配慮事項
	<p>岩船地藏尊は、檜原城落城のおよそ 30 年前の永禄 4 年(1561)に平山氏重の妹(鶴壽姫)が、藤橋城(青梅市)の城主平山光義(上杉方)に嫁いだときに、近くの寺院へ寄進したものである。2 年後の永禄 6 年(1563)に北条方の攻撃を受けて藤橋城は落城。鶴壽姫は落城の前に檜原へ帰され、寺ではこの地藏尊を檜原へ送り返した。光義は北条方に拉致されるが、やがて許されて下総方面で帰農し、鶴壽姫も永禄 7 年(1564)に光義のあとを追って下総へ行き、子供(光高)を産んで幸せに暮らしたといわれる。岩船地藏尊は代々吉野家で管理してきた。</p> <p>橘橋拡幅工事のため撤去保存されていたが、工事が終了したため、橘橋の東詰に地藏堂が新築され岩船地藏尊を覗き見ることができる。</p>	<p>歴史探訪としての活用が望まれる。</p>

対象	その他の観光資源	
分類・名称	石仏・石碑	
所在地	檜原村各地	
	特性	利用状況・配慮事項
	<p>・馬頭観音 檜原村にある石仏の中では最も数が多く、160 を越える。村は炭の生産による生計の比重が大きく、搬出には馬を使っていた。馬頭観音は馬の守護神であり、馬の追善供養・安全祈願として江戸</p>	<p>・馬頭観音が建っている所は人や牛馬が通っていた場所なので、当時の旧道を伺い知ることができる場所であり、歴史探訪への活用が望まれる。</p> <p>・新たな道路敷設にあたり、現在のもと</p>

<p>時代に庶民の間で広く信仰されていた。</p> <p>・庚申塔</p> <p>庚申塔は、中国より伝来した道教由来の庚申信仰に基づいて建てられた石塔である。庚申信仰は江戸時代ごろからの民間信仰で、当時は講中で60日に1回まわってくる庚申の日に集まり、寝ずに夜明かしをする祭りが存在した。庚申塔はこの講中によって信仰のシンボルとして建てられたもので、60数基が残存している。村の一部では昭和の終わり頃まで、庚申講の名残の集まりが引き継がれていた。</p> <p>・石仏と石碑</p> <p>馬頭観音・庚申塔のほか、地蔵菩薩・道祖神・百番塔・二十三夜塔・三界万霊供養塔・寒念仏塔・聖徳太子塔・猿田彦神像・富士嶽塔・水神塔・山の神・百万遍塔・千部塔・脱衣婆像・弁財天・道しるべ石塔など、多種多様にわたる石仏・石碑が数多く残されている。また板碑と呼ばれる石でつくられた卒塔婆も多く残存している。</p>	<p>もとの場所から移動されている石仏・石碑も中にはある。</p> <p>村内に石仏・石碑の解説などは一切ないので、今後整備することが必要であり、歴史探訪としての活用が望まれる</p>
--	--

対象	その他の観光資源	
分類・名称	橘橋	
所在地	檜原村本宿地区	
特性	利用状況・配慮事項	
<p>最初の橘橋は、幕府の費用によって造られた橋で、当時は御普請(ごふしん)橋と呼ばれた。長さ十二間(21m程)横幅八尺(2.4m)の大きな橋で、お上の橋として権威ある美しいものだったと伝えられている。橋のあった位置は通行の要所であったため、番所と同様の幕府の直轄管理であった。また、この地域が「橘」という地名で呼ばれていた歴史を残す橋でもある。日本古来の四大豪族の一つである橘氏(源氏・平氏・藤原氏)、に由来するものであり、檜原村には橘高安に関する伝説が各地に残されている。</p>	<p>修理と架け替えと重ね、現在も残る橋。</p> <p>歴史探訪としての活用が望まれる。</p>	

対象	その他の観光資源	
分類・名称	隧道・トンネル	
所在地	檜原村神戸・上川乗地区	
	特性	利用状況・配慮事項
	<p>・神戸隧道 東京都天然記念物「神戸岩」の東側に存在するトンネルである。昭和32年(1957)に「戸岩橋」と同時に竣工。夏は涼しいが冬はとても寒く、隧道内部は凍結し、雨の後には巨大なつららができるとで有名。</p> <p>・甲武トンネル 東京都西多摩郡檜原村と山梨県上野原市を結ぶトンネルである。全長は954メートルで、平成2年(1990)に開通。「甲武」の名は甲州(山梨県)と武州(関東地方)をつなぐという意味合いで名付けられている。</p> <p>かつて、檜原(上野原市)と檜原との国境には浅間峠や日原峠の山道があり、そこでは行商人や富士詣の旅人が大勢往来していた。</p>	観光面での活用が望まれる。

対象	その他の観光資源(伝承)	
分類・名称	檜原という村名の由来	
所在地	檜原村内	
	特性	利用状況・配慮事項
	<p>天正16年(1588)の『北条家文書』に「檜原谷」、寛永6年(1629)の『吉祥寺旧鐘銘文』に「檜原橋辺」、『正保年中改定図』に「檜原村」の記述を確認することができるが、「檜原」の名が自他共に公用されるようになった年代は未詳である。</p> <p>縄文時代よりこの地では人が生活していたことについては確かであり、一説には鎌倉時代の前後に全国を行脚していた修験者や各地を転戦した武士によって、大木が生い茂った山容の神秘性から檜(木々)の原(みなもと)と名付けられたのではないかとされている。</p>	伝承話として紹介するなど、歴史探訪への活用が望まれる。

--	--

対象	その他の観光資源(伝承)	
分類・名称	平家の落ち武者伝説	
所在地	檜原村数馬地区	
	特性	利用状況・配慮事項
	<p>平家の落ち武者である六四郎というものが檜原村に逃げてきたという。三頭山の下に出たが大きなナメ滝に行く手を遮られた。馬と岩窟に行き考えていると、馬が急にいなないて岩の壁に大穴を開けたのである。そこから滝の上部へ行き、本流を離れて沢に入り、小さな台地を見つけたのでそこで狩猟などをして暮らしていたが、病にかかり死んでしまったという。後にこの台地からは刀や鏢が見つかるという。</p> <p>ナメ滝は現在では夢の滝と呼ばれている。</p> <p>(出典:檜原村史)</p>	<p>伝承話として紹介するなど、歴史探訪への活用が望まれる。</p>

対象	その他の観光資源(伝承)	
分類・名称	鬼源平衛	
所在地	檜原村白倉地区	
	特性	利用状況・配慮事項
	<p>母親の大嶽神社への願掛けによって生まれた鬼源平衛は並外れた怪力を持っていて、江戸幕府4代将軍・綱吉の時代、玉川上水の工事において活躍したと伝えられている。信仰深かった鬼源平衛はその怪力を使い、大嶽神社に500貫もある大岩をかつぎ上げて奉納した。</p> <p>鬼源平衛が大嶽神社に奉納した岩は現在も境内内にあり、「源平衛のゆらぎ石」と呼ばれている。</p> <p>(出典:檜原村史)</p>	<p>歴史探訪への活用が望まれる。</p>

対象	その他の観光資源	
分類・名称	檜原村郷土資料館	
所在地	檜原村大沢地区	
	特性	利用状況・配慮事項
	<p>昭和63年(1988)開館。展示コーナーは、「歴史と</p>	<p>歴史探訪としての活用が望まれる。</p>

<p>民俗」「自然と観光」の2つのテーマに分かれている。</p> <p>都内で最も標高の高い遺跡として知られている中之平遺跡からの出土品をはじめ、古文書や生活用具・農機具などを展示。また、檜原村独特の兜式入母屋造りの模型や森のジオラマなど、村の自然と風物を紹介している。映像による無形民俗文化財の紹介もある。</p> <p>休館日は火曜(祝日の場合は翌日休)。</p>	
--	--

対象	その他の観光資源	
分類・名称	刺し子館	
所在地	檜原村出畑地区	
	特性	利用状況・配慮事項
	<p>刺し子館は、刺し子作家・銀座亜紀枝による本藍染め・草木染めを用いた手縫いの刺し子作品を展示している。館は築200年を超える新潟県上越市の、旧大庄屋の屋敷を移築・改築したものが利用されている。</p> <p>休館日は水曜、第1・3・5火曜、年末年始、(祝日は営業)。</p>	観光面での活用が望まれる。

対象	その他の観光資源	
分類・名称	東京獅子博物館	
所在地	檜原村小岩地区	
	特性	利用状況・配慮事項
	<p>檜原村の獅子舞資料のみならず、館長が30年かけて全国から集めた大小獅子頭や獅子舞の道具など、関連資料が700点余り展示されている。</p> <p>休館日は火曜(祝日の場合は翌日)、年末年始。</p>	歴史探訪としての活用が望まれる。

対象	その他の観光資源	
分類・名称	檜原村観光案内所・地域交流センター	
所在地	檜原村上元郷地区	

特性	利用状況・配慮事項
<p>木造2階建ての公共施設で、檜原村観光協会が運営。</p> <p>施設1Fでは、檜原村の各種観光パンフレット等が設置されていて、お土産の販売も行っている。</p> <p>施設2Fは集会室となっており、ここでは村を訪れる人々と村民との交流の場として、「森の学校」という体験教室を行っている。</p> <p>教室の内容は、そば作り、こんにゃく作り、みそ作り、など村に伝わるさまざまな技能を持った村民が、講師として教室を実施している。</p>	<p>観光面での活用が望まれる。</p>

対象	その他の観光資源
分類・名称	数馬の湯温泉センター
所在地	檜原村数馬地区
特性	利用状況・配慮事項
<p>平成8年(1996)にオープンした温泉施設で、泉質は、アルカリ性単純温泉(低張性・アルカリ性・低温泉)。</p> <p>平成24年(2012)4月、薪ボイラーを導入、薪を燃やして温泉を温めており、薪で温めるようになってから、お湯がやわらかくなったと評判である。化石燃料(灯油)から木質バイオマスエネルギー(薪)に転換し、化石燃料の使用量を削減している。</p> <p>現在は檜原村のトレッキング・体験ツアーを行っており、地域限定旅行業の「数馬の湯トラベル」も運営している。</p>	<p>観光面での活用が望まれる。</p>

対象	その他の観光資源
分類・名称	釣り場
所在地	檜原村神戸・樋里地区
特性	利用状況・配慮事項
<p>・神戸国際マス釣り場</p> <p>手軽に溪流釣りを楽しむことが可能な、溪流を川石で仕切った釣り場である。放流するニジマスの</p>	<p>観光面での活用が望まれる。</p>

<p>ほか、天然のヤマメやカジカも釣ることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・神戸園マス釣り場 <p>釣り堀のほかキャンプ場があり、バンガロー・コテージでの宿泊も可能。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・秋川養魚センター(トラウトファーム秋川) <p>釣り堀やバーベキュースペースを完備している。</p>	
---	--

対象	その他の観光資源	
分類・名称	直売所	
所在地	檜原村内	
	特性	利用状況・配慮事項
	<p>檜原村産品の直売所は村に3か所存在する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・やまぶき屋(柏木野) <p>檜原村観光協会運営の直売所。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ばんば特産物直売所(馬場) ・山の店(下元郷) 	<p>観光面での活用が望まれる。</p>

対象	その他の観光資源	
分類・名称	お祭り	
所在地	檜原村各地	
	特性	利用状況・配慮事項
	<p>檜原村では、神事のほかにもさまざまな祭りが開催されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・払沢の滝ふるさと夏まつり <p>東京都で唯一「日本の滝百選」に選定されている「払沢の滝」の夏祭りで、檜原小学校グラウンドなど毎年8月に2日間開催される。物産展、ショータイム、払沢の滝のライトアップ、打ち上げ花火が楽しめる。</p> <p>払沢の滝ふるさと夏まつり実行委員会主催。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・払沢の滝冬まつり・氷瀑クイズ <p>「払沢の滝冬まつり」実行委員会が主催して行われる冬のまつり。期間中には、氷瀑クイズ(滝が最大結氷する日を当てる)・フォトコンテスト(払沢の魅力がテーマ)・ほっこり市(特産品販売)が行わ</p>	<p>観光面での活用が望まれる。</p>

<p>れる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・檜原村郷土芸能祭 <p>平成 12 年(2000)、平成 20 年(2009)、そして平成 26 年(2014)には檜原村村政 125 周年記念のため、檜原中学校校庭において開催された芸能祭。</p> <p>檜原村内の 7 つの東京都無形文化財の民俗芸能の内、6 つを含む 18 団体が一同に会して郷土芸能の披露を行った。模擬店の出店あり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・藤倉つつじまつり <p>藤倉地区の大杉の会が国指定重要文化財の小林家住宅で 4 月に開催している。平成 22 年(2010)以降一時中止された(小林家住宅改修工事のため)が、平成 28 年(2016)に再開された。地元料理の振る舞いのほか、檜原太鼓(深山会)、藤倉獅子舞(東京都指定無形民俗文化財)などが上演される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人里の市 <p>平成 17 年(2005)から始まった人里集落(和田、事貫、上平、笛吹)の物産展。5 月と 11 月に 2 日間開催される。会場は「人里休暇村」。</p>	
---	--

対象	その他の観光資源		
分類・名称	日本山岳耐久レース(ハセツネ CUP)		
所在地	檜原村内		
	特性	利用状況・配慮事項	
	<p>平成 4 年(1992)より毎年秋に開催されている、日本最大規模のトレイルランニングのレース。総距離 71.5 km、累積標高差 4,582 メートル。エイドステーションは 1 か所のみで、国際的なトレイルレースの中でも最も過酷な部類に相当する。あきる野市の五日市中学校をスタート地点として、檜原村外周の山岳地帯(尾根)を走る。</p> <p>主催:(一財)日本山岳スポーツ協会 主管:(公社)東京都山岳連盟日本山岳耐久レース委員会</p>	<p>観光面での活用が望まれるが、大人数による登山道を利用したレースのため、環境への負荷や登山道の踏み外しによる植生への影響、ごみの投棄等には十分な注意が必要である。</p>	

--	--

対象	その他の観光資源	
分類・名称	自転車レース	
所在地	檜原村内	
	特性	利用状況・配慮事項
	<p>・ヒルクライム(自転車による登坂レース) 平成 23 年(2011)10 月 2 日に第 1 回東京ヒルクライム HINOHARA ステージを檜原村が開催、檜原街道の上川乗地区から都道最高地点の風張峠のコース。募集 100 名。 平成 24 年(2012)は、東京国体「スポーツ祭東京 2013」の プレ大会と同日開催、募集 350 名。 平成 25 年(2013)から毎年開催、平成 26 年(2014)から 10 月開催、スタートが下元郷駐車場に変更、募集 400 名となる。</p> <p>・ひのはらいど(東京の村を自転車で走ろう！) 観光協会が、平成 26 年(2014)から自転車によるイベントを年に数回開催。</p>	<p>平成 23 年(2011)から檜原村を訪れるレース用自転車が激増している。 公衆用道路(舗装路)を利用したレースで、檜原村の道はトンネルがないので、安心して走れるため人気。 観光面での活用が望まれる。</p>

対象	その他の観光資源	
分類・名称	特産品	
所在地	檜原村各地	
	特性	利用状況・配慮事項
	<ul style="list-style-type: none"> ・じゃがいも ・こんにゃく ・山菜 ・じゃがいも焼酎 ・ゆずワイン ・檜原の水 ・ひのはら紅茶 ・檜原豆腐 ・檜原舞茸 ・パン ・クッキー 	<p>「おいねつるいも(つりも)」は檜原の歴史と合わせてさらなる活用が望まれる。 観光面での活用が望まれる。</p>

3. エコツーリズムの実施の方法

(1) ルールの策定

檜原村はエコツーリズムの基本方針を踏まえ、エコツアーの実施などを通じてエコツーリズムに取り組み、また村民の生活環境や参加者の安全などを確保し、よりよいエコツアーを実施していくためルールを定める。

このルールは、檜原村エコツーリズム推進協議会（以下「協議会」という。）、ツアー実施者（以下「実施者」とする。）、ツアー参加者（以下「参加者」とする。）、などの関係者が互いに協力しながら遵守するものとする。

また檜原村では、参加者がルールについて意識を強く持たなくとも、自然にルールが守れるように誘導することも実施者の重要な役割であると考えます。

1) ルールによって保護する対象

- ・野生動植物とその生息地、生育地
- ・景観、史跡、建造物、伝統文化（伝統芸能等）
- ・環境全般
- ・参加者の安全対策
- ・エコツアーの質

2) ルールの内容及び設定理由

檜原村の考える「エコツーリズム」は、村の生物多様性豊かな自然を守り育て、地元文化を尊重し、地域の宝資源を育て活かすことによって、持続的かつ活力のある観光地域づくりを実現することである。そのため、次のような具体的なルールを設定する。

（※ルール策定にあたっては、以下の資料を参考に整理した。）

※①国立公園内では、自然公園法に基づいて規制されている開発などを行おうとする時や公園事業を執行しようとする時は、環境省などに申請や届出が必要となる。

・平成 12 年 9 月制定『秩父多摩甲斐国立公園カントリーコード』

・平成 27 年 3 月策定『東京都自然公園利用ルールガイド（西多摩版）』

※②平成 27 年『檜原村観光ビジョン』策定におけるヒアリングなどで出された要望

※③東京都自然保護指導員（東京都レンジャー）による

『委託事項報告書』檜原地区平成 24・25・26 年度で挙げられた問題点

A 野生動植物とその生息地・生育地

A-1 参加者用ルール

○動植物の採取や採集、また、移動や持込はやめましょう。

【設定理由】

自然観光資源の持続的な利用や、生態系を崩さないよう配慮するため、希少種に限らず他の種も保護する必要があることから設定する。

○山には所有者がいますので、無断で山菜などを採ることはやめましょう。

【設定理由】

山菜やキノコ、野草などは土地所有者の所有物であり、採取に当たっては土地所有者の了解を得る必要があることから設定する。

○植生を傷めるので道から外れないようにしましょう。

【設定理由】

道を外れることは、踏みつけによる植生の損傷を招く恐れがあることから設定する。

○野生動物への餌やりはやめましょう。

【設定理由】

野生動物へ餌を与えると、人に食べ物をねだるようになり、その結果人とのトラブルを起こすようになると、駆除されてしまう場合もあることから、これを防ぐために設定する。

○樹木や地層、岩などに傷をつけたり、落書きをしたり、持ち去ったりしないようにしましょう。

【設定理由】

ありのままの自然観光資源を守り、大切にすることは、エコツーリズムの基本姿勢であることから設定する。

○大きな音を出したりしない、撮影時に不要な発光装置は使用しない。

【設定理由】

村民の生活環境や野生動物の生息に悪影響がでないよう設定する。

A-2 実施者用ルール

○実施者は、原則として在来の野生動植物の捕獲・採取を行わないようにし、昆虫や川の生き物などを観察のために捕獲した場合は、観察後に元の場所に戻しましょう。また、里地・里山の生活文化体験では野草や山菜、魚などを採取する場合がありますが、その場合も、採取する量は必要最小限にとどめ、自然観光資源を根絶やしにしないようにしましょう。

【設定理由】

エコツアーでは、地域の生活文化体験としての野草摘みや山菜採りなど、環境教育のための一時採取も想定されるが、必要最小限に留め、自然観光資源を根絶やしにしないようにする必要があるので設定する。

○実施者は、希少性の高い動植物の生息地・生育地が特定されることがないように配慮しましょう。

【設定理由】

生息・生育場所などの情報が公開されれば、密猟や盗掘などにつながり、自然観光資源が脅かされる恐れがあるため設定する。

○実施者は、生態系を守るため、外来種の移入は好ましいものでないことを参加者に伝えましょう。

【設定理由】

他地域からの動植物の導入は、生態系の攪乱につながることから、これを防ぐために設定する。なお、主に特定外来生物(外来生物法)に基づくアライグマ、重点対策外来種(生態系被害防止外来種リスト)に基づくハクビシンが防除の対象です。

B 景観・史跡・建造物・伝統文化（伝統芸能等）

B-1 参加者用ルール

○神事や郷土芸能を見学、撮影する際は、他の参加者への配慮を忘れないようにしましょう。体験参加などの際には、保存会の方などの許可を得ることが必要です。

【設定理由】

伝統芸能などの長年受け継がれてきた地域の伝統文化が、エコツアーでの活用によって損なわれないために設定する。

○古民家などを撮影する際は、居住者や所有者の許可を得ることが必要です。

【設定理由】

村民のプライバシー確保と各種のトラブルを未然に防止するため設定する。

B-2 実施者用ルール

○実施者は、建造物などへの損傷である落書きなどをしないよう、施設は大切に利用することを参加者に伝えましょう。

【設定理由】

景観や史跡などの自然観光資源を守り、大切にすることは、エコツーリズムの基本姿勢であることから設定する。

C 環境全般

C-1 参加者用ルール

○沿道や駐車場などではごみを捨てず、持ち帰りましょう。

【設定理由】

自然観光資源の保全だけでなく、環境全般に対する負荷も極力少なくするため、またごみの持ち帰りはごみの排出を抑制する意識の向上に役立つことから設定する。

○たばこの吸い殻は持ち帰りましょう。

【設定理由】

自然観光資源の保全だけでなく、環境全般に対する負荷も極力少なくするため、またごみの持ち帰りはごみの排出を抑制する意識の向上に役立つことから設定する。

○たき火はキャンプ場など決められたところのようにしましょう。

【設定理由】

火災などの災害の防止及び環境保全のため設定する。

○ペットを連れ歩くときは、リードをつけましょう。

【設定理由】

犬が苦手な人もいることや、東京都の条例により犬を放すことは原則禁止されていることから設定する。

※東京都動物の愛護及び管理に関する条例〈犬の飼い主の遵守事項 第9条〉

○ペットの糞や毛は持ち帰りましょう。

【設定理由】

野生動植物に影響を与える恐れがあること、またペットの糞などは家まで持ち帰ることが飼い主の責任であり、公共の場所並びに他人の土地及び物件を不潔にし、または損傷させる恐れがあることから設定する。

※東京都動物の愛護及び管理に関する条例〈動物飼養の遵守事項 第7条〉

C-2 実施者用ルール

○実施者は、地元で生産された野菜や産品などを利用するよう、地産地消に努めましょう。

【設定理由】

地元で生産された野菜や産品などの利用は、地産地消を促進し、輸送エネルギーや農薬の使用削減、生物多様性の保全など、環境保全につながるとともに、地場産業振興にも役立つことから設定する。

○実施者は、自然環境の異変などに気付いた場合は、協議会に報告しましょう。

【設定理由】

地域の自然環境に異変が生じている場合は、できるかぎり早い時点で対策をたてるのが効果的であることから設定する。

○実施者は、住宅地や農地などでエコツアーを行う際は、生活環境や営農環境などを守るため、事前に所有者や居住者の承諾を得るようにしましょう。

【設定理由】

村民の生活環境や営農環境を守るために、許可無く住宅の敷地や農地に立ち入ることがないように設定する。

○実施者は、住宅地周辺などでエコツアーを行う場合は、実施日時や目的などを事前に周辺の村民に知らせるようにしましょう。

【設定理由】

事前に説明することは、村民がエコツーリズムに興味を持ち、理解を深め、さらに村民の協力や参加を促す効果もあることから設定する。

○実施者は常に村民生活が優先されることを理解し、それを脅かすことがないように注意すること。

【設定理由】

エコツアーは村民の生活圏でも実施されることから、村民生活が脅かされないよう設定する。

○実施者は、参加者になるべく公共交通機関を利用するように勧めましょう。

【設定理由】

電車やバスは、自家用車と比較して単位輸送量当たりの二酸化炭素の排出量が少なく、また、バス路線の存続は、高齢者や子どもの日常の移動手段を確保するとともに、地域の活性化にも役立つことから設定する。

D 参加者の安全対策

D-1 参加者用ルール

○サイクリストは、登山道を利用する場合、歩行者優先であることを踏まえ、そのマナーを遵守するよう努めましょう。

【設定理由】

登山者や歩行者とすれ違う時は自転車から降りる、追い抜きは広い場所で声をかけてからなどの配慮が必要であり、特に自然公園内の登山道は、徒歩利用の歩道として整備されていることから設定する。

○トレイルランニング走者に、登山道は歩くところ、歩行者優先であることを啓発しましょう。

【設定理由】

登山道は、本来、登山者がゆっくり歩くところなので、走りながらの追い越し、すれ違いは危険を伴うため、声をかける、スピードを落とすなどの事故発生防止のために設定する。

D-2 実施者用ルール

○実施者は、傷害保険に加入し、参加者に補償内容を事前に説明しましょう。

【設定理由】

事故や急病の際の参加者の安全を確保するとともに、万が一の際の実施者の負担を軽減するために設定する。

○緊急時の対応や参加者の連絡先を事前に把握しておきましょう。

【設定理由】

実施者は、事故などの緊急時に警察署、消防署、病院などの連絡先(緊急連絡網)を常時把握しておく必要があることから設定する。

○実施者は、必ず事前に現地を確認して危険性を把握し、参加者に説明や注意を喚起し、必要な資材を準備しましょう。

【設定理由】

事前に現地を確認することで、危険な箇所や状況が把握でき、エコツアーの安全性を高めることができることから設定する。

○実施者は、救急救命用品などについて、準備、携行しましょう。

【設定理由】

参加者の急病や事故による負傷に備え、応急手当を可能とするために設定する。

E エコツアーの質

E-2 実施者用ルール

○実施者は、檜原村エコツーリズム推進全体構想の基本的な方針に整合させたプログラムを実施しましょう。

【設定理由】

地域全体でエコツーリズムの取組を進め、自然環境の保全や地域振興を促進するためには、実施者が理解すべき内容であるため設定する。

○実施者は、エコツアーの内容に応じた適正な参加人数を設定しましょう。

【設定理由】

参加人数が適正数を超えると、参加者全員に目が行き届かないことや、案内が十分に行えないことなどの問題が生じ、参加者にとっても不満足な結果となることから、適正な参加人数を守ってもらうために設定する。

○実施者は、参加者へのアンケートなどを実施し、より質の高いエコツアーになるよう努めましょう。

【設定理由】

アンケートなどを実施することで、改善点や魅力になっている点を明らかにし、より質の高いエコツアーへ反映させるために設定する。

○実施者は、常にもてなしと気配りを持ち、参加者に感謝の思いが伝わるよう心がけましょう。

【設定理由】

人と人とのふれあいと体験によって感動と思い出が生まれる旅でもあることから設定する。

E-3 協議会用ルール

○協議会は、実施者や村民を対象に、村を訪れる人々に対するもてなしの心得などの啓発を実施しましょう。

【設定理由】

ツアー参加者の満足度を高め、リピーターを増やすには、エコツアーの実施を通じて参加者と交流することから、全員の接し方が影響するため設定。

3) ルールを適用する範囲

檜原村エコツーリズムは、檜原村全域をフィールドとして行うため、ルールを適用する範囲は、檜原村全域とする。

4) ルールの適用に当たっての実効性確保の方法

檜原村エコツーリズムのルールの実効性を確保するための手順を、次のように定める。

① 村民及び参加者への周知

村民及び参加者に対して、事前にルールを説明し、理解を得ておくこととする。

② ルールの見直し

ルールの内容を協議会等において検討し、必要に応じてモニタリングの手法などを用いながらルールの見直しを図る。

③ チェックシートやツアー実施の手引きの活用

檜原村エコツーリズム推進協議会事務局(以下「事務局」という。)は、チェックシートやツアー実施の手引きを作成し、実施者が事前に自己チェックできるようにする。

④ 事前協議制

エコツアーの内容が、ルールに適合したものになるよう、事務局は、ツアー企画段階で実施者と事前協議する。

(2) 案内(ガイドンス)及びプログラム

1) 地域におけるエコツアー実施の基本的な考え方

檜原村で実施するエコツアーは、村の豊かな自然や景観、その自然環境の中で育まれてきた多様な動植物や村民の生活文化などを対象とし、村民と参加者との交流や村での体験を提供する。

また、こうした活動を通じて、地域の自然や文化などに対する関心を高め、その価値や大切さを理解し、保全につながるようなエコツアーを企画し、村民と参加者が共にこれらを守り育てていく土壌づくりにつながることを目指す。そのため、次の3つの基本方針に基づきエコツアーを実施する。

- ① 村の豊かな自然や生物の多様性を守ることに繋がる内容
- ② 村の文化を次世代に伝え活かすことに繋がる内容
- ③ 村の観光産業を活性化し、持続的な発展につながる内容

2) 主なガイドンス及びプログラムの内容

村民と参加者の交流を促すため、基本的にはガイドが参加者に対し直接解説や案内をする方法を用いる。その際、参加者の理解を深めるために補助的資料(例、パンフレット、解説板など)を用いることもある。

檜原村で実施するエコツアーのプログラムはこれまで村内で実施されてきているプログラムの内容を踏まえ、整理している。他方で、村内にはまだ活用しきれていない自然観光資源が多く存在することから、下記に言及する自然観光資源を組み合わせながら、新たに魅力的なプログラムを企画していくこととする。

【自然観察・体験系】

① 天然記念物、貴重な植生等、新緑、紅葉、巨樹・名木、野草・花などを楽しみガイドから解説を受けながら自然を体験するエコツアー

村に点在する下記の自然観光資源を活用したプログラムを企画

- ・天然記念物:熊野神社の杉(上川乗)、春日神社の杉(藤倉)、大岳神社の檜(大岳)、笹平の大檜(笹平)、春日神社のケヤキ(本宿)、サイの神のカヤ(和田)、中泉のクリ(上本郷)、稲荷神社のムクエノキ(上本郷)、馬道沢のカツラ(笹平)、春日神社の楠(藤倉)、神明社のモミ(笹野)、稲荷神社のエノキ(上元郷)
- ・貴重な植生:三頭山のブナ林、桧原南部都自然環境保全地域
- ・新緑と紅葉:弘沢の滝遊歩道、三頭大滝 大滝の路、神戸岩周辺、浅間尾根駐車場周辺、吉祥寺の銀杏、こむかい山荘周辺の紅葉、ふるさとの森、やすらぎの里周辺など
- ・巨木・名木等:人里のシダレザクラ、万六尾根の大杉、小林家住宅のケヤキ、藤倉・田倉家の大杉、檜原神社の大杉群など
- ・野草・花等:御前山のカタクリ、浅間嶺のカタクリ、時坂のフクジュソウ、下川乗のフクジュソウ、笹尾根のコアジサイ、ヤマブキ(村の花)、小坂志林道のキクザキイチゲ、クリンソウ、浅間尾根のニリンソウ、アズマイチゲなど

② ほ乳類、鳥類、爬虫類、両生類、昆虫などを観察し生態を知るエコツアー

村に生息する身近な生き物を観察するプログラムを企画

③ 四季折々の滝を巡り自然を体験するエコツアー

村に点在する下記のアクセスの良い滝をめぐるプログラムを企画

- 弘沢の滝、三頭大滝、天狗滝、綾滝、吉祥寺滝、中山の滝、龍神の滝、九頭龍の滝、夢の滝、茅倉の滝など

④ 四季折々の山岳を巡るトレッキングや自然や歴史を楽しむ体験エコツアー

村内にある下記の山及びトレッキングルートを活用するプログラムを企画

- ・奥多摩三山(三頭山、大岳山、御前山)、浅間嶺、市道山、臼杵山、鋸山、惣岳山、槇寄山、松生山、生藤山、土俵岳、丸山、月夜見山などで山岳ツアー・トレッキングなど
- ・関東ふれあいの道、浅間尾根登山道(時坂峠～数馬)、大岳山登山道(白倉～大岳山)、三頭登山道(三頭沢～三頭山)、笹尾根登山道(上川乗～槇寄山)、馬頭刈尾根登山道(つづら岩～軍道)

⑤ ハイキング、ドライブ及びトレッキング、サイクリング、MTB、ジップライン、オートキャンプなどを体験するエコツアー

村内にある自然及び下記の自然景観等を活用したプログラムを企画

- ・郷土景観:時坂峠の斜面集落、数馬の兜造り、檜原街道の集落・石垣、藤倉の山間集落、湯久保の山上民家、番場の水田
- ・自然景観:神戸岩、つづら岩、浅間嶺の桜
- ・眺望ポイント:三頭山西峯、富士見台、惣岳山山頂、浅間尾根、浅間嶺・浅間台、峠の茶屋、浅間尾根駐車場、つづら岩上、檜原城址、千本桜眺望台、笛吹峠下皆伐地、風張林道皆伐地、笹尾根数馬峠、ふるさとの森くるみ展望台、人里もみじ山

⑥ 川・沢を使った自然と遊ぶアクティビティエコツアー

村を流れる下記の川等を活用したプログラムを企画

- ・秋川、柳沢、北秋川、小坂志川、矢沢川、三頭沢、軍刀利沢、橘橋、北秋川橋、西川橋、神戸橋など

⑦ 森林や温泉で癒されるエコツアー

村にある森林セラピーロードや温泉を活用したプログラムを企画

- ・森林セラピーロード、温泉

【歴史体験系】

① 古道・峠の道・隧道を散策しながら歴史を体験するエコツアー

村の下記の道を活用したプログラムを企画

- ・古道・峠の道:浅間尾根への道(時坂峠)、上野原への道(浅間峠)、小河内への道(小河内峠)、甲州への道(鞆口峠)、大丹波・小菅への道(風張峠)、小菅への道(西原峠)、八王子への道(醍醐峠、ヨメリ坂)、相模、甲斐への道(三国峠)
- ・隧道:神戸隧道、甲武トンネル

② 史跡・遺跡などを巡りながら歴史を知るエコツアー

村に点在する下記の史跡、遺跡等を活用したプログラムを企画

- ・史跡・城跡:遺跡(中之平遺跡)、檜原城遺構、城主平山氏と北条氏、八王子城と檜原城、甲州中道、口留め番所、秋留橋郷と橘橋、檜原という村名の由来
- ・民間信仰・石造物:馬頭観音、庚申塔、石仏と石碑

③神社仏閣を巡り歴史を知るエコツアー

村に現存する下記の神社や寺を活用したプログラムを企画

- ・神社: 大嶽神社(白倉)、春日神社(本宿)、御霊檜原神社(千足)、八坂神社(小岩)、貴布禰伊龍神社(下元郷)、南郷神社(出畑)、貴布禰神社(笹久保)、神明社(笹野)、五社神社(人里)、九頭龍神社(数馬)、伊勢清峯神社(小沢)、熊野神社(上川乗)、春日神社(神戸)、笛吹山神社(笛吹)、春日神社(藤倉)
- ・寺: 吉祥寺、玉傳寺、宝蔵寺

④祭りや村の伝統芸能を体験するエコツアー

村で開催される下記の祭りや伝統芸能を活用したプログラムを企画

- ・神事・大祭: 御とう神事、大嶽神社大祭
- ・式三番: 小沢式三番、笹野式三番
- ・神楽: 太神楽、柏木野神代神楽
- ・囃子: 上元郷神田囃子・本宿神田囃子、神戸神輿・囃子、数馬馬鹿面囃子
- ・獅子舞: 数馬獅子舞、下元郷獅子舞、下川乗獅子舞、人里獅子舞、湯久保獅子舞、樋里獅子舞、藤倉獅子舞

【生活文化体験系】

① 古民家等を巡るエコツアー

村に保存されている下記の古民家や歴史的な建物を活用したプログラムを企画

- ・国指定重要文化財・小林家住宅、兜造り(兜屋、山城屋、かんづくり荘)、そばどころみちこ(旧代官馬替え所)、吉野家郷倉
- ・森のささやき(旧檜原郵便局)、数馬分校記念館、旧藤倉小学校

② 村で営まれている生業などを体験するエコツアー

村で営まれている下記の主な生業を体験するプログラムを企画

- ・焼畑農業、採取・狩猟、檜原村の林業、炭焼き小屋、炭の輸送・取引、製材所、村の鍛冶屋、村の養蚕(石室)、岩石の採掘

③ 食文化を体験するエコツアー

下記の村の特産品を生かしたプログラムを企画

- ・こんにゃく、じゃがいも、ひのはら漬け、じゃがいも焼酎、ゆずワイン、ひのはら紅茶、檜原村の水、檜原豆腐、ひのはら舞茸

④ 伝説・民話を巡るエコツアー

村に伝わる下記の伝説や民話等を活用したプログラムを企画

- ・平氏の落ち武者伝説、武田氏滅亡と松姫逃避行、鬼源兵衛、千足かくれ岩、炭焼きと行者の法力、蛇になった美人娘、托鉢僧ののろい

3) 実施される場所

エコツアーで活用できる自然観光資源は、村内の全域に存在する。よって檜原村全域を実施場所とする。

4) プログラムの実施主体

檜原村のエコツーリズムでは、地域の自然や文化を活用し、村民がプログラムを企画、実施、ガイドすることを基本とする。そこで、今後、村民を中心としたガイド組織の設立を検討し、協議会としては、このガイド組織に協力する団体に呼びかけを行うなど、村全域でのエコツーリズムに取り組むための仕組みづくりを支援していく。

(3) モニタリング及び評価

協議会では、エコツアー実施による自然に対する負荷や持続的な自然観光資源の活用を行うため、エコツアーで活用される自然観光資源の状況について定期的に把握し(モニタリング)、必要に応じて適宜改善することにより、自然観光資源の保全を図る。

1) モニタリングの対象と方法

モニタリングの対象は大きく分け次の3つとする。

① 動植物

ツアー実施者(ガイド)は、エコツアーの下見や実施の際に確認した動植物(主に希少種、外来種など)を整理し、事務局に報告する。なお、主な報告内容は以下のとおり。

【主な報告内容】

- ・種名
- ・確認日時
- ・確認場所
- ・確認数と数の増減
- ・確認状況(動物:目撃、声、巣、足跡、糞、死体など)
(植物:生育環境、開花結実状況、活力度など)
- ・盗掘や密猟(野草の掘り採り、野鳥の捕獲など)
- ・村民からのヒアリング

② その他の自然観光資源(地形、地質、景観、史跡、伝統文化、生活文化)

ツアー実施者(ガイド)は、エコツアーの下見や実施の際に、ツアーで活用する頻度が高い場所及びその区域に生息・生育する主な動植物や村民の生活圏における顕著な環境の変化などを事務局に報告する。なお、主な報告内容は以下のとおり。

【主な報告内容】

- ・確認日時
- ・確認場所
- ・施設等の破損、荒廃、落書きなど
- ・廃屋、古民家の取り壊し
- ・耕作放棄地、造成や構造物の整備などによる景観の改変
- ・伝統文化の危機(後継者不足、場所の消失など)
- ・ごみや残土の投棄など
- ・村民からのヒアリング

③ その他

ツアー実施者(ガイド)は、エコツアーの下見や実施の際に把握した、村民から得られた情報、村の変化や問題点などを確認した場合、書面にて事務局に報告する。

主に村民が地域の保全や文化の継承について感じていること、あるいはどのように村のことを考えているか、など。また、エコツアーが村に与える社会的なインパクト、村民の意識に対する影響、エコツアー実施による村への経済効果、参加者の自然や文化の価値に対する理解の浸透レベル、などが主な対象となる。

【主な報告内容】

- ・調査日時
- ・調査場所(コース)
- ・調査方法(ヒアリング、アンケート)
- ・地域の保全や文化の継承等の意識の変化、問題点など
- ・エコツアーの効果、弊害、地域の経済効果など

2) モニタリングに当たっての各主体の役割

モニタリングに当たっての主体を次の8つに区分する。各主体の役割を示す。

① ツアー実施者(ガイド)

エコツアーの下見や実施の際に、自然観光資源等の変化や問題点を把握し、事務局に書面で報告する。

② ツアー参加者

ガイドから、モニタリングについて説明を受け、植生・環境調査等に適宜協力してもらう。

③ NPOをはじめとする団体

各種団体が活動する場所や対象とする自然資源などのエコツアーによる影響を把握し、事務局に書面で報告してもらう。

④ 動植物や生態系の専門家・研究者

動植物の生息地・生育地の調査を実施する。また、その結果とモニタリングを実施する各主体から報告されたデータを用いて動植物や生態系の現状を評価し、必要に応じて改善方法を協議会に提案し、適宜対応する。なお、専門家の任命は別途、協議会の議を経て決定する。

⑤ 文化財や伝統文化の専門家・研究者

モニタリングを実施する各主体から報告をうけた事項を用いて文化財や伝統文化の現状を評価し、必要に応じて改善方法を協議会に提案し、適宜対応する。なお、専門家の任命は別途、協議会の議を経て決定する。

⑥ 協議会

事務局から提示されたモニタリングの結果と改善策を踏まえ、具体的な改善方法について協議する。

⑦ 事務局

専門家から提示された評価や改善方法を取りまとめて、協議会に報告する。また、そこでの協議結果に基づき、各主体と改善に向けた調整を行う。

⑧ 村

事務局等と調整し、担当部局毎に所轄する自然観光資源等の把握・改善を図る。

3) 評価の方法

① 評価の視点

調査や各主体から報告されたデータを元に、次の2点について評価を行う。

- ・エコツアーの実施が自然観光資源等に与えている影響の有無と程度
- ・自然観光資源等の保全や、エコツアーを継続する際の課題の有無と程度

② 評価の周期

評価は、年に1回実施する。

③ 評価を実施する主体

モニタリングに関わる各主体の専門家らが①の視点から評価を行い、必要に応じて改善方法を提案する。また、その結果を協議会で確認・承認する。

4) 専門家や研究者などの関与の方法

専門家や研究者などのモニタリングに対する関与について

① 動植物や自然生態系の専門家・研究者

モニタリングに関わる各主体から報告されたデータなどを取りまとめ、評価、改善方法の提案等を行う。また、必要に応じてエコツアーで活用されている動植物の生息地・生育地の現地調査と評価、改善方法の提案を行う。

② 文化財や伝統文化の専門家・研究者

モニタリングに関わる各主体から報告されたデータなどを取りまとめ、評価、改善方法の提案等を行なう。必要に応じて現地調査を行う。

5) モニタリング及び評価結果の反映方法

① ツアー実施者への周知と指導

事務局がモニタリングの評価結果と改善方法をツアー実施者に周知あるいは指導し、エコツアーやプログラムの実施方法の改善を検討させる。

② 関係部署との協力による対応の検討

ツアー実施者では対応が図られない内容については、村の関係部局の協力を得ながらルールの見直しなどの対応を検討する。

③ 特定自然観光資源への指定の検討

モニタリング及び評価の結果、自然観光資源等を保護するための制限が必要と判断された場合には、特定自然観光資源への指定を検討する。

(4) その他

1) 主な情報提供の方法

以下の方法により、「檜原村エコツーリズム」に関する情報の発信を幅広く行う。

① 広報誌

エコツアーの案内などを掲載し、広く村民に情報を提供するとともに、エコツーリズムへの理解と協力を図る。

② パンフレット・チラシ

エコツアーの案内チラシを作成・配布して、ツアー参加者を募集する。

③ ホームページ

檜原村エコツーリズムのホームページ構築を通じて、エコツアーの案内をはじめとする各種の情報提供を行う。また、必要に応じて環境省の「エコツーリズムのススメ」をはじめとする他のホームページと連携した活用を図る。

④ SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)

Facebook・Twitter・Instagram 等をはじめとした、SNS による情報発信を積極的に活用する。

⑤ マスコミや協力団体の機関誌など

新聞・雑誌や協力団体の機関誌などにエコツアーの案内の掲載を依頼する。また、新聞・雑誌やテレビ・ラジオなどにエコツーリズムへの取り組みが紹介されるよう働きをかける。

⑥ 講演会など

村民などが主催するエコツアーを増やしていくために、要望に応じて、檜原村エコツーリズムの内容やエコツアーの企画方法を説明するエコツーリズム出前講座を実施する。

⑦ 主務省庁

本全体構想の認定後は、主務省庁に対し、エコツーリズム推進法第7条第1項に基づく積極的な広報を依頼する。

⑧ その他

エコツアーの参加募集は、過去に参加したことがある方への手紙や電話による直接的な情報提供の効果が高いとされるため、これを実施する。

2) ガイドの育成

良質で魅力的なエコツアーを継続的に実施していくには、ガイドをはじめ、エコツアーの実施に向け調整を促すコーディネーターや、地域の人材を取りまとめるマネージャ、新しいプログラムをつくり、管理・統括するプロデューサーなど多様な人材が必要になる。そこで、協議会はエコツーリズム関係団体等と連携・協力し、ガイドやコーディネーターなどの人材育成及び研鑽を行う。

① エコツアーガイド養成講座の実施

エコツーリズムに関わる人材を養成し、住民の参画を図るため、「檜原村エコツーリズムオープンカレッジ」を行う。オープンカレッジでは、ガイドを目指す人への研修の他、受講後にガイドの経験が出来るよう、フィールドワークを取り入れた実践的な内容を重視する。

② エコツーリズム講習会・交流会

ツアー実施者を対象に、ガイドやコーディネーターの技術、安全管理技術の習得、課題の共有などを目的としたエコツーリズム講習会や交流会を実施する。

3) 住民参加を推進する方策

檜原村のエコツーリズム推進に村民の参加を促すよう、次の方法で住民参加を推進する。

① 檜原村エコツーリズム活動村民の会(仮)

村内で自主的に、エコツーリズムに関する活動をする個人や団体が参加し、エコツアーの企画や情報交換を行う「檜原村エコツーリズム活動村民の会(仮)」を設置する。

② エコツアー実施の際の協力依頼

できるだけ多くの村民に、自分のできる範囲でエコツアーに関わってもらうことが望まれることから、エコツアー実施の際には、事務局やツアー実施者が村民に協力を依頼する。

4) 新規参入事業者への対応

新規参入を希望する事業者に対しては、事務局が本全体構想の遵守を求める。また、本全体構想を守らない事業者が檜原村エコツーリズムやこれに類似する名称を使用することがないようにする方策を検討する。

4. 自然観光資源の保護及び育成

(1) 自然観光資源の保護及び育成の方法

自然観光資源の保護及び育成の方法については、本全体構想に記載したモニタリング及び評価によって状況を把握し、事務局が推進協議会に報告するとともに、そこでの協議結果に基づき、各主体とともに改善に向けた調整を行う。

(2) 自然観光資源に関係する主な法令及び計画

自然観光資源に関係する主な法令及び計画を以下に示す。

関係法令

法令等	<ul style="list-style-type: none">・自然公園法・絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律・特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律・森林法・文化財保護法・河川法・都市計画法・自然環境保全法
	<ul style="list-style-type: none">・東京都文化財保護条例・東京都環境基本条例・東京都における自然の保護と回復に関する条例・東京都自然公園条例・東京都都民の森条例
	<ul style="list-style-type: none">・檜原村環境保全条例・檜原村農林漁業観光施設条例・檜原村文化財保護条例・檜原村教育の森条例・檜原村ふるさとの森条例・重要文化財小林家住宅条例
計画	<ul style="list-style-type: none">・第5次檜原村総合計画・檜原村人口ビジョン・総合戦略・檜原村観光ビジョン・地球温暖化対策実行計画・檜原村地域新エネルギービジョン

5. 推進協議会の参加主体

(1) 推進協議会に参加する者の名称又は氏名・その役割分担

	所 属	氏 名		協議会 の役割		役 割
1	檜原村	村長	坂本 義次	会長		
2	北海道大学 観光学高等研究センター	教授	真板 昭夫	副会長	学識経験者	全体構想及び 檜原村エコ ツーリズムの 推進管理及び 指導、助言
3	立教大学 観光学部	教授	橋本 俊哉		学識経験者	
4	文教大学 国際学部 国際観光学科	教授	海津 ゆりえ		学識経験者	
5	檜原村自治会連合会	副会長	白石 正巳		自治会等の関係者	
6	一般社団法人 檜原村観光協会	会長	幡野 庄一		観光事業の 関係者	エコツアーの 実施を通じて のルールの周 知徹底、ガイ ダンス、プロ グラム、モニ タリングにお ける 牽引者
7	あきる野商工会	事務局長	舩木 一男			
8	秋川農業協同組合 桧原支店	支店長	清水 茂樹			
9	秋川漁業協同組合	代表理事組合長	安永 勝昭			
10	株式会社 めるか檜原	代表取締役	神坂 彰夫			
11	株式会社 数馬観光デザインセンター	代表取締役	岡部 重久	監事		
12	大谷商事 有限会社	代表取締役	大谷 純二			
13	横川観光 株式会社	代表取締役	山口 和彦			
14	西東京バス 株式会社	乗合担当課長	中村 修二			
15	田中林業 株式会社	代表取締役	田中 惣一	監事		
16	株式会社 東京チェンソーズ		木田 正人			
17	やまびこ会	会長	清水 恒道			
18	NPO法人 里山再生塾	理事長	大久保 一自		自然保護、 環境保全等 の活動又は 文化財保 護、伝統芸 能保存その 他の文化活 動をしている 者	
19	NPO法人 フジの森	理事長	清水 久巳			
20	檜原村森林セラピー協議会	会長	鈴木 留次郎			
21	東京ひのはら地域協議会	代表	青木 亮輔			
22	人里もみじの里委員会	会長	井上 文喜			
23	東京都レンジャー（檜原地区）		茂木 紀夫			
24	檜原村文化財専門委員会		吉野 富永			
25	東京都環境局自然環境部	課長	根来 喜和子		関係行政機 関職員	エコツーリズム に関する情報 提供及び助言
26	東京都教育庁地域教育支援部	学芸員	鈴木 徳子			
27	環境省関東地方環境事務所	課長	松本 英昭			
28	東京都産業労働局観光部（オブザーバー）	課長	若林 和彦			
29	東京都産業労働局観光部（オブザーバー）	課長代理	山本 あずみ			
30	檜原村産業環境課	課長	坂本 政人		村職員	事務局

6. その他 檜原村エコツーリズムの推進に必要な事項

(1) 環境教育の場としての活用と普及啓発

環境教育は、持続可能な社会を実現するために、環境問題の本質を理解し、環境問題を解決するために、積極的に適切な行動をとることができる村民を育成する教育と理解する。そのためには、知識だけではなく、自然とのふれあい体験を通じて、自然に対する感性や環境を大切に思う心を育てることが重要であり、次に示す方法を通じて、エコツーリズムを環境教育に役立てる。

1) 案内（ガイダンス）及びプログラムの実施に当たっての留意点

環境教育の場としての活用と普及啓発を図るため、案内及びプログラムの実施に当たっては、次の点に留意する。

① エコツアー実施者の環境問題についての理解を深める

エコツアー実施者自身が環境問題について正しく理解をしていなければ、参加者へ正しい知識を伝えることができない。そこで、エコツアー実施者を対象とした講習会の実施によりツアー実施者が環境問題についての理解を深められるようにする。

② 体験を通じて自然への理解を深められる機会を提供する

川での生物の観察や、生物の生息しやすい環境の再生など、体験を通じて自然への理解を深められるエコツアーを実施する。

③ 参加者に環境問題について考える機会を提供する

国産材の紹介から海外での森林伐採を考えたり、伝統的な生活から資源やものを大切に暮らすを考えたりするなど、エコツアーを通じて、参加者に環境問題を考える機会を提供する。

④ 環境への負荷が低いエコツアーの実施によって環境保全意識の向上を図る

地元産品の利用やごみの排出抑制、環境への負荷が少ない製品の利用、公共交通の利用促進など、環境への負荷が低いエコツアーを実施する。その考え方を解説し、理解してもらい、よりよい方法について話し合うことにより、ツアー実施者、参加者双方の環境保全意識の向上を図る

2) 村民に対する普及啓発の方法

体験を通じて村民の環境問題への理解を深めるために、地域の自然観光資源探しへの参加を促し、補助的な役割でエコツアーの運営に関わってもらうなど、できる限り多くの村民がエコツアーに関わる機会を提供する。

3) エコツアーリズムによる子どもたちへの環境教育の推進

エコツアーリズムの取り組みを通じて、子どもたちに環境問題や地域の自然への理解を深めてもらうために、保育園や学校、教育委員会などとの調整を行い、地域の自然観光資源探しやエコツアーの企画などに参加する機会を提供する。また、檜原村のエコツアーを子どもの環境教育の場とするために、保育園や学校を対象としたエコツアーを企画・実施し、モニタリングの手法などを体験する機会を提供する。

(2) 他の法令や計画との関係及び整合

○主な関連法令

エコツアーでのフィールド利用については、下記の関係法令に配慮しながら、実施する。

- ・自然公園法
- ・絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
- ・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
- ・森林法
- ・農業振興地域の整備に関する法律
- ・農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流に関する法律
- ・文化財保護法
- ・都市計画法
- ・河川法
- ・東京都文化財保護条例
- ・東京都環境基本条例
- ・東京都における自然の保護と回復に関する条例
- ・東京都自然公園条例
- ・東京都都民の森条例
- ・檜原村環境保全条例
- ・檜原村農林漁業観光施設条例
- ・檜原村文化財保護条例
- ・檜原村教育の森条例
- ・檜原村ふるさとの森条例
- ・重要文化財小林家住宅条例

また、エコツアーを実施する際には、下記の関係法令を順守する。

- ・旅行業法
- ・道路交通法
- ・道路運送法

○主な計画

下記の主な計画との整合を図りながら、エコツーリズムを推進する。

- ・第5次檜原村総合計画
- ・檜原村人口ビジョン・総合戦略
- ・檜原村観光ビジョン
- ・地球温暖化対策実行計画
- ・檜原村地域新エネルギービジョン

(3) 農林水産業や土地の所有者等との連携及び調和

1) 農林水産業や土地の所有者等との連携方策

エコツーリズムを農林水産業や土地所有者などと連携して推進することにより、エコツーリズムの推進と双方に利点がある、以下のようなエコツアー及び体験プログラムを実施していく。

① 檜原産材の利用促進や農林産物の販売促進に役立つエコツアー

環境保全に役立つ地域産材の利用を促進するために、林業家と連携して檜原産材の家作りをアピールするエコツアーや間伐材を利用するエコツアーを実施する。また、エコツアーにおける特産物直売所への立ち寄りや、地元農産物による食事の提供などにより、農林産物の販売促進と地産地消の推進に役立てる。

② 在来魚の保全

漁協と連携し、エコツアーにおいて、在来魚種以外の採取、移動、持込をしないよう伝えることで、生物多様性の保全と漁業資源の保全を図る。

③ 遊休農地の活用

遊休農地などを有効に活用し、農家と連携し、おいねつるいもをはじめとする地元の伝統野菜の栽培や収穫体験エコツアーを行うことで、農地の有効活用とエコツーリズムの推進を同時に図る。

④ 希少種群落の維持管理

土地所有者と連携して希少種群落を維持するための樹林管理や保護のための柵づくりをエコツアーで行うことにより、土地所有者の労力の軽減とエコツーリズムによる自然の保全の両立を図る。

2) 配慮事項

エコツアーの実施に当たっては、許可なく農地や林地に入ったり、農林漁業者に迷惑をおよぼしたりすることがないように注意する。

(4) 地域の生活や慣わしへの配慮事項

檜原村のエコツアーは、住民の生活の場で行われるものが多いことから、住民の生活環境や営農環境を守るために、実施者は、住宅の敷地や農地などに立ち入る場合には、事前に承諾を得るようにする。また、参加者はガイドの案内なく住宅の敷地や農地などに立ち入らないようにする。

実施者は、エコツアーの実施日時や目的について、事前に村民に説明し、エコツアーへの理解を得るようにする。また、実施者は参加者ともに、檜原村に伝わる伝統文化を尊重し、村民の生活環境や伝統文化に悪影響が生じないよう、檜原村エコツーリズムのルールを遵守する。

(5) 安全管理

エコツアー実施に際し、参加者及びツアー実施者の安全を確保するために、檜原村エコツーリズムのルールに基づき、以下の対策を実施する。

- ・実施者は、保険に加入し、保障内容を参加者に事前に明示するとともに、緊急時の連絡先や対応を明確にする。
- ・実施者は、事前に下見をして、エコツアー中に発生する可能性がある危険を把握し、必要に応じて危険箇所を回避するルート変更を行う。また、エコツアー開始前や実施中には、発生する可能性がある危険を参加者に説明し、注意を喚起するとともに、必要な資材を準備し、参加者の安全を確保する。参加者は実施者の注意にしたがって行動する。
- ・実施者は、エコツアー中のけがや虫刺されなどに備え、救急医療品を用意する。
また、エコツアー実施におけるリスクを低減するための対策として、以下の対策を実施する。
- ・実施者を対象とした救急救命講習会を実施する。
- ・エコツアーの準備や実施において想定される危険を回避するために、安全管理について記載したエコツアー実施の手引きを作成し、実施者に配布する。
- ・エコツーリズムを推進する地域の中にある立ち入り禁止区域などには近寄らない。

(6) 全体構想の公表

全体構想の作成・変更・廃止を行った際には、広報やホームページなどで告知を行う。また、役場での閲覧やホームページへの掲載、説明パンフレットの配布などにより広く一般に公開する。

(7) 全体構想の見直し

全体構想については、協議会において毎年度実施状況について点検を行う。概ね5年ごとに見直しを行うこととするが、点検の結果、早急にルールやプログラム、モニタリングの実施方法等について見直すことが必要と判断された場合には、協議会は適宜見直しを行うものとする。

なお、推進体制については、1の(1)の5)に留意する。